

租特透明化法の制定に伴う

連結法人における適用額明細書の記載の手引

平成 22 年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）」が制定されました。

これにより、平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度において、法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。

平成 23 年 9 月

国 税 庁



e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

目 次

I	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要……………	(1)
1	適用額明細書の様式……………	(2)
2	Q & A……………	(4)
3	適用額明細書の提出（流れ）……………	(6)
4	記載に当たっての留意事項……………	(6)
II	適用額明細書の書き方……………	(7)
1	記載要領……………	(7)
2	租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方……………	(8)
3	整理番号・業種番号の表示位置……………	(9)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人） ……	(9)
	・ 【書面で提出する場合】（前年の申告書をe-Taxで行った法人） ……	(10)
	・ 【e-Taxを利用して提出する場合】……………	(11)
	・ 事業種目・業種番号一覧表……………	(12)
III	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方（目次） …… 目次：〔1〕～〔4〕	
○	適用する法人税関係特別措置ごとの記載の仕方……………	1～95

凡 例	
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成23年旧措置法	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定による改正前の租税特別措置法

（注）この手引きは、平成23年8月1日現在の法令に基づいて作成しています。

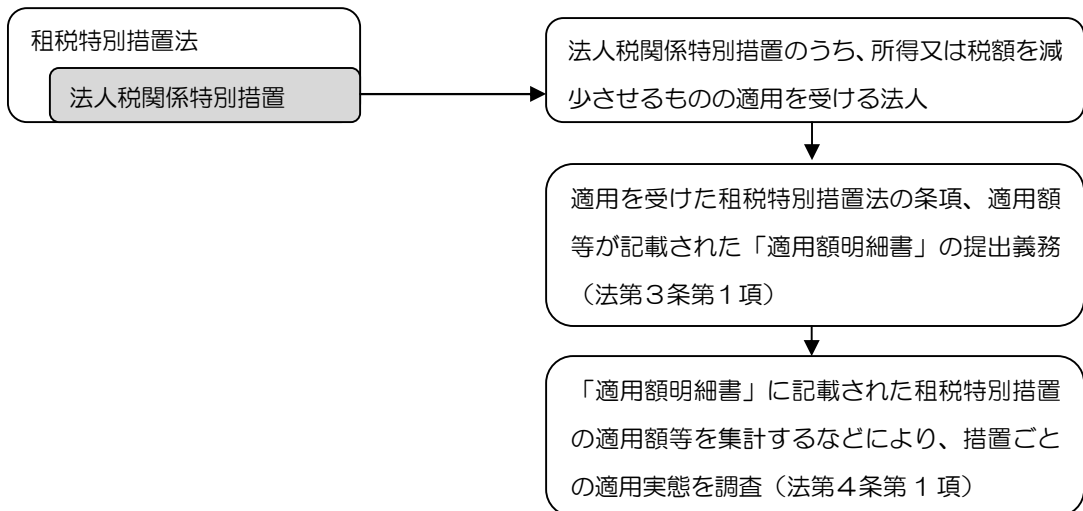
I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定され、平成 22 年 3 月 31 日に公布されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置（注）を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法附則第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 項）

今後は、この適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります。（法第 1 条）

○ 租特透明化法の概要



(注) 租特透明化法の対象となる租税特別措置は、内国税の負担を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は、内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、租税特別措置法の規定により規定されたものとされています。(法第2条第1項第二号)

このうち、申告書への適用額明細書の添付が必要となる「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特例控除といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。(令第2条)

法人税関係特別措置の一覧は、「Ⅲ 適用額明細書法人税関係特別措置ごとの記載に仕方」の目次〔1〕～〔4〕に掲げているとおりです。

1 適用額明細書の様式

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式となっています。

「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

なお、「適用額明細書」の様式については、国税庁ホームページからダウンロードできます。

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合(前年以前に法人申告書の「翌年以降送付要否」欄の「要」に回答いただいている場合)には、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置（Q 2 参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注）「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるもの（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考）財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q 4 「適用額明細書」は、いつから添付する必要がありますか？

A 4 平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付する必要があります。

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている^(注)場合には、法人税申告書を送付する際に、「適用額明細書」の用紙を同封します。

(注) 前年以前の法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の区分が「要」となっている場合が対象となります。

Q 5 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 5 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信ができますか？

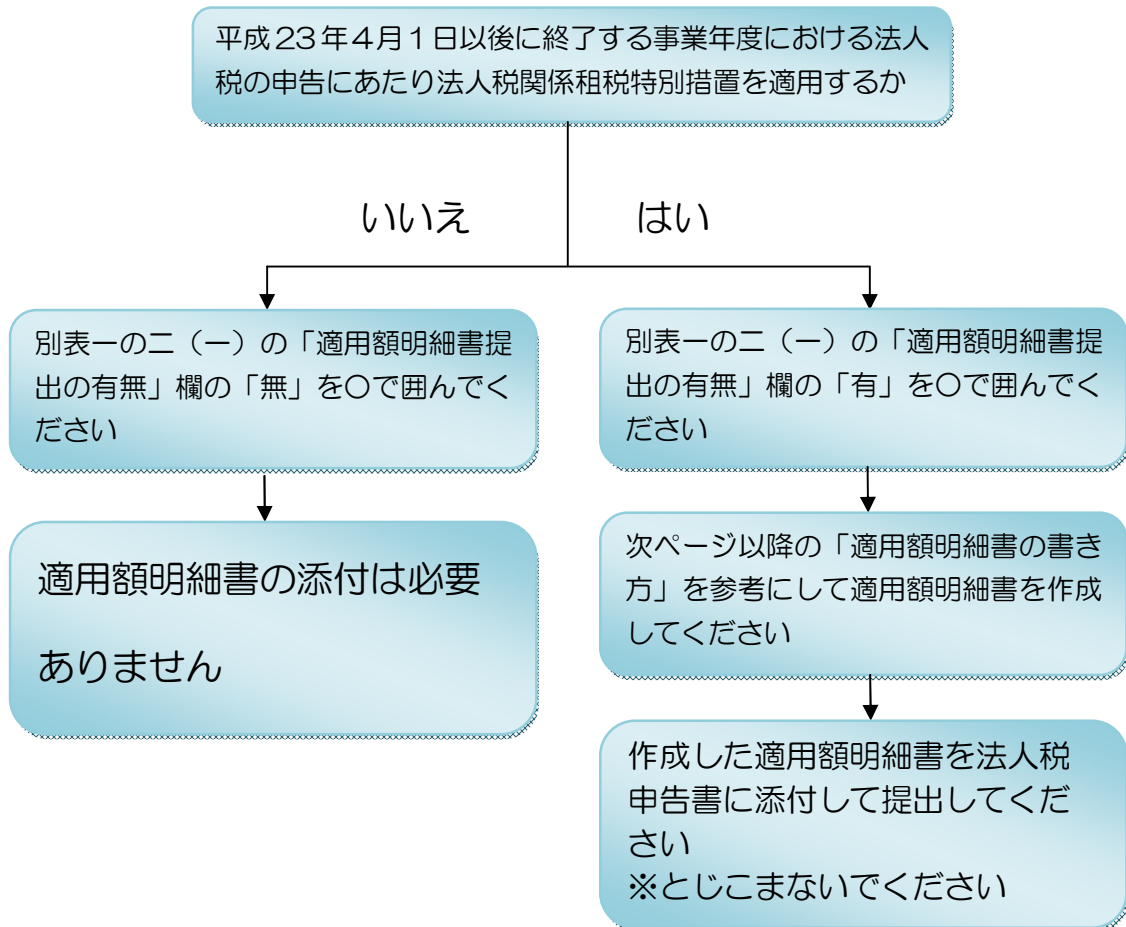
A 6 「適用額明細書」については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）による送信が可能です。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。

2 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



3 記載に当たっての留意事項

- ① 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生ずる場合は、枠を無視して記載してください。
 - (2) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
なお、「▲」は使用しないでください。
- ② 記載を了した適用額明細書は、他の書類ととじこみ等をしないで、申告書に挟み込んでください。
- ③ 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
- ④ OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名	記 載 要 領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください e-Tax ソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください
②整理番号	P(9)～P(11)を参照し、法人の整理番号を転記してください e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください
④事業種目 (P(12)～P(14)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください
⑤業種番号 (P(12)～P(14)の表を参照)	【書面での申告】 次ページを参考に送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照して転記してください なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。
⑥期末現在の資本金の額又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください
⑩適用額 (法第2条第7項)	適用した金額を円単位で記載又は入力してください

様式第二

FB4060

平成 23 年 9 月 30 日		自平成 22 年 07 月 01 日		連結事業年度分の適用額明細書	
麹町 税務署長殿		至平成 23 年 06 月 30 日		① (当初提出分)・再提出分)	
納税地 東京都千代田区大手町 1-1-1		② 整理番号 00123333			
(フリガナ) カシガシ コベイショウ		③ 提出枚数 1 枚		うち 1 枚目	
法人名 株式会社 国税商事		④ 事業種目 医薬品卸売業		⑤ 業種番号 35	
⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 100000000		提出年月日 平成 年 月 日			
⑦ 所得金額又は欠損金額 100000000		⑧ 提出枚数 1 枚			

この用紙はとじこまないでください

※ 租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第 68 条の 9 第 6 項 第 号	⑨ 10008	⑩ 300000
第 68 条の 第 項 第 号		

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

7欄		試験研究費の額の合計額		繰越税額控除の計算に関する明細	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の		①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第6項」		②区分番号に、「10008」	
③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)を記載してください		※「平成23年旧措置法」を適用する場合は①租税特別措置法の条項欄の上の余白に「平成23年旧措置法」と記載してください。			
控除	当期分の特別控除額 (5)-(6)	7	300,000	繰越	繰越限度超過

別表六の二(四) 平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

3 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照してください。
（確定申告について）

別表一の二（一）連結申告用

06 3500 00 *

東京都千代田区大手町 1-1-1

株式会社 国税商事

代表取締役 国税太郎

平成 22 年 7 月 1 日

平成 23 年 6 月 30 日

連結事業年度

税務署長

当該「業種目」欄の、
前の2桁を転記してください。
【注意】
印字された業種番号がその
事業年度における主たる
事業内容と異なる場合は、
P(12)～P(14)の一覧表を
参照して該当する業種番号
を記載してください。

連結グループ整理番号
00123333

上記の番号は、貴連結法人
（連結グループ）の整理番号
です。税務署ではこの番号によ
って書類の整理を行っています。

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、連結事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限を過ぎますので、次の事項に留意の上、期限内に申告・納付をお願いします。

（適用額明細書）

様式第二

平成 23 年 10 月 31 日

麹町 税務署長殿

自平成 22 年 07 月 01 日

至平成 23 年 06 月 30 日

① 連結事業年度分の適用額明細書
（当初提出分・再提出分）

納税地 東京都千代田区大手町 1-1-1 ② 整理番号 00123333

電話 (03) 3313-3313 ③ 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

法人名 株式会社 国税商事 ④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35

⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 100000000 円

⑦ 所得金額又は欠損金額 100000000 円

⑧ 租税特別措置法の条項 第 68 条の 9 第 6 項 第 ⑨ 号 10008 ⑩ 適用額 3000000 円

⑪ 第 68 条の 第 項 第 号

この用紙はとじこまないでください

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号について、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXX	① 別表一の二(一)連結申告用
整理番号 00123333	
東京都千代田区大手町 1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎	殿 麴町 税務署長
平成 22 年 07 月 01 日	連結事業年度分の連結確定申告について
平成 23 年 06 月 30 日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ	

（適用額明細書）

様式第二

平成 23 年 10 月 31 日	自平成 22 年 07 月 01 日	至平成 23 年 06 月 30 日	① 連結事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)
麴町 税務署長殿			
納税地 東京都千代田区大手町 1-1-1	② 整理番号 00123333		
電話 (03) 3313-3313	③ 提出枚数 1 枚	うち 1 枚目	
(フリガナ) カクシキガイシャ コクゼイイショウ	④ 事業種目 医薬品卸売業	⑤ 業種番号 35	
法人名 株式会社 国税商事	提出年月日 平成 年 月 日		
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 ⑥ 10000000	⑦ 所得金額又は 欠損金額 10000000		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第 68 条の 9 第 6 項 第 号	⑨ 10008	⑩ 300000

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所の OCR 入力用（この用紙は機械で読み取ります。折つ

この用紙はとじこまないでください

【e-Tax を利用して提出する場合】

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して入力してください。

また、業種番号について、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号 整理番号	XXXXXXXXXXXXXX 00123333	① 別表一の二(一)連結申告用
東京都千代田区大手町 1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
平成 22 年 07 月 01 日 平成 23 年 06 月 30 日		
連結事業年度分の連結確定申告について		
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ		

(適用額明細書)

様式第二

FB4060

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するので

平成 23 年 10 月 31 日		自 平成 22 年 07 月 01 日 連結事業年度分の適用額明細書	
税務署長殿		至 平成 23 年 06 月 30 日 ① (●当初提出分・○再提出分)	
納税地	東京都千代田区大手町 1-1-1	連結グループ 整理番号	
	電話 (03) 3313 - 3313 ②	連結親法人 整理番号	00123333
(フリガナ)	カ'シガ'イヤ コ'セ'イショウ' ③	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
法人名	株式会社 国税商事 ④	事業種目	医薬品卸売業 ⑤
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額 ⑥	10,000,000 円	業種番号	35
所得金額又は 欠損金額 ⑦	1,000,000 円	提出年月日	年 月 日
租税特別措置法の条項		区分番号	適用額
⑧ 第 68 条の 9 第 6 項 第 号 ⑨		10008	⑩ 300,000 円
第 68 条の 第 項 第 号			

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号	
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20	
	調味料			くぎ、ボルト、ナット、線材製品		
	精穀、製粉			その他の金属製品		
	砂糖		機械製造業	金属加工機械	21	
	菓子			繊維機械		
	パン類			農業用機械		
	清涼飲料			建設機械		
	酒類			産業用機械		
	畜産食料品			事務用・サービス用・民生用機械器具		
	その他の食料品			その他の機械		
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22	
	紡績			電子機器		
織物業	ねん糸	03	民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23	
	綿・スフ織物		通信機械器具製造業	通信機械器具	24	
	絹・人絹織物					
	毛織物					
その他の織物						
ニット製造業	ニット	04				
染色整理業	染色整理	05				
その他の繊維工業		06				
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、校服	07	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25	
	婦人、子供服			鉄道車両		
	ワイシャツ、下着			自転車・オートバイ		
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服			船舶		
	その他の繊維製品		理化学機械器具等製造業	その他の輸送用機械器具	26	
木材、木製品製造業	製材	08	光学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等	27	
	木製容器		時計・同部品製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	28	
	その他の木製品					時計・同部品
家具、装備品製造業	家具	09	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29	
	建具			事務用品		
	その他の家具・装飾品			貴金属製品		
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10		楽器、レコード		30
	紙製容器			装身具、装飾品		
	その他のパルプ・紙製品			プラスチック製品		
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11		飲食料品卸売業		その他の製造
	印刷		米穀類			
	製版、製本、その他の印刷物加工		野菜、果物			
化学工業	化学肥料	12	食肉		32	
	有機化学工業製品		生鮮魚介そう			
	化学繊維		その他の農水畜産物			
	油脂加工品、石けん、塗料等		酒類			
	医薬品		乾物			
	その他の化学工業		菓子、パン類			
石油製品製造業	石油精製	13		その他の飲食料品		
石炭製品製造業	石炭製品	14				
ゴム製品製造業	ゴム製品	15				
皮革・同製品製造業	皮革製品	16				
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17	繊維品卸売業	生糸、繭、原糸	33	
	セメント・同製品			呉服、太物		
	建設用粘土製品、耐火物			その他の織物		
	陶磁器・同関連製品			洋服類		
	その他の窯業・土石製品			寝具類		
鉄鋼業	鉄鋼	18		靴、履物		34
	鋳鉄・鋳物			かばん、袋物		
非鉄金属製造業	非鉄金属	19		下着類		35
金属製品製造業	構築用金属製品	20		小間物		
	金属打抜き・プレス加工			洋品雑貨、その他の繊維品		
			建築材料卸売業	木材、竹材	37	
				セメント	38	

	事業種目	業種番号		事業種目	業種番号	
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45	
	その他の建築材料			化粧品		
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46	
	荒物			各種商品小売		
	陶磁器・ガラス器		趣味・娯楽洋品 等小売業	スポーツ用品	47	
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品		
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	35		楽器、レコード	47	
	化粧品			貴金属製品、宝石		
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	その他の趣味・娯楽洋品等	49	
	自動車・同部品			燃料		
	輸送用機械器具			書籍、雑誌		
	精密機械器具			文房具、紙		
	電気・通信機械器具			中古品		
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37		農機具		49
	石油			写真機、写真材料		
	鉱物			時計、眼鏡		
	鉄鋼			自動車、自転車		
	非鉄金属			土産物		
貿易業	貿易	38		総合建設業		その他の小売
	輸出		一般土木建築工事			
	輸入		土木工事			
その他の卸売業	紙、紙製品	39	建築工事		52	
	再生資源		木造建築工事			
	家庭用金物		職別土木建築工事			
	建築用金物		電気・通信工事			
	薪炭類		管工事			
	肥料		その他の設備工事			
	文房具		鉄道業	61		
	がん具、娯楽用品		道路旅客運送業	62		
	貴金属製品、宝石		ハイヤー、タクシー			
	その他の卸売		道路貨物運送業	63		
飲食料品小売業	各種食料品	41	道路貨物運送業	貨物自動車	63	
	酒		その他の道路貨物運送			
	食肉		水運業	水運	64	
	鮮魚		倉庫業	倉庫	65	
	野菜、果物		放送・電信・電話 業	放送	66	
	菓子、パン類		電信・電話			
	米穀類		電気供給業	電気供給	67	
	料理品		ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68	
	その他の飲食料品		その他の運輸、 運輸付随サービ ス、水道業	航空運輸	69	
			運輸付随サービ ス、水道業	運輸付属サービス		
織物小売業	呉服	42		水道	71	
洋服地	洗濯					
衣服、身の回り 品小売業	寝具類	43	対個人サービス業	洗い張り、染物		71
	男子既製服			写真		
	男子注文服			理髪		
	婦人・子供服			美容		
	靴			浴場		
	履物			ソーブランド		
	洋品雑貨			駐車場		
	小間物			保育所、老人ホーム		
	その他の衣服・身の回り品			その他の対個人サービス		
家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	44	対事業所サービス業	広告	72	
	金物			物品賃貸		
	荒物			情報サービス、興信所		
	陶磁器、ガラス器			その他の対事業所サービス		
	家庭用電気機械器具		映画業	映画館	73	
	その他のじゅう器			映画サービス		

事業種目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74
	ゴルフ場	
	運動施設	
	その他の娯楽	
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
	その他のサービス	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
	その他の飲食	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業共同組合	
	漁業協同組合	
	その他の銀行・信託	
その他の金融	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	

目 次

・【別表一の二（一）】法人税の特別税率（普通法人）	
各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人（特定の医療法人を除く）	1
・【別表一の二（二）】法人税の特別税率（協同組合等）	
各連結事業年度の連結所得に係る申告書—協同組合等の分	2
・【別表一の二（三）】法人税の特別税率（特定の医療法人等）	
各連結事業年度の連結所得に係る申告書—特定の医療法人の分	3
・【別表六の二（三）】試験研究費の総額等に係る特別控除	
試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	4
・【別表六の二（四）】試験研究費に係る特別控除（中小連結法人）	
中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	5
・【別表六の二（五）】試験研究費の増加額等に係る特別控除	
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書	6
・【別表六の二（七）】エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別控除	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	7
・【別表六の二（八）】エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別控除	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	8
・【別表六の二（九）】中小連結法人が機械等を取得した場合の特別控除	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	9
・【別表六の二（十）】事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別控除	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	10
・【別表六の二（十一）】沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別控除	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	11
・【別表六の二（十二）】沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別控除	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	13
・【別表六の二（十四）】国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別控除	

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 に関する明細書	14
・【別表六の二（十五）】雇用者の数が増加した場合の特別控除 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	15
・【別表八の二】受取配当等の益金不算入 連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書	16
・【別表十（一）】沖縄の認定法人の所得の特別控除 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	17
・【別表十（二）】国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額 の損金算入又は益金算入に関する明細書	18
・【別表十（四）】探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床 探鉱費の特別控除に関する明細書	19
・【別表十（五）】対外船舶運行事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連 結所得の金額の損金算入又は益金算入 対外船舶運行事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金 額の損金算入又は益金算入に関する明細書	20
・【別表十（九）】社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却 に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金 算入、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び口蹄疫に対処 するための手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除 社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得 又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入、特定の基金に対 する負担金等の損金算入及び口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又 は連結所得の特別控除に関する明細書	21
・【別表十の二】収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控 除等並びに資産の譲渡に係る特別控除額の損金算入 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除等並びに 資産の譲渡に係る特別控除額の損金算入に関する明細書	22
・【別表十一（一の二）】一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	23
・【別表十二（一）】海外投資等損失準備金の損金算入 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	24
・【別表十二（二）】金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書	26
・【別表十二（三）】岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭探鉱場に係る特定 災害防止準備金の損金算入	

岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭探鉱場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	27
・【別表十二（四）】特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入	
特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書	28
・【別表十二（六）】新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入	
新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書	29
・【別表十二（七）】使用済燃料再処理準備金の損金算入	
使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書	30
・【別表十二（八）】原子力発電施設解体準備金の損金算入	
原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	31
・【別表十二（九）】保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	32
・【別表十二（十）】特別修繕準備金の損金算入	
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	33
・【別表十二（十一）】社会・地域貢献準備金の損金算入	
社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書	34
・【別表十二（十二）】農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入	
農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	35
・【別表十三（四）】収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入	
収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	36
・【別表十三（五）】特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入	
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	37
・【別表十三（六）】特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入	
特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	43
・【別表十三（七）】大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入	
大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書	44
・【別表十三（八）】認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入	
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	45
・【別表十三（九）】特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入	
特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	46

・【別表十三（十）】平成 21 年及び平成 22 年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入	
平成 21 年及び平成 22 年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	47
・【別表十三（十一）】賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入	
賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	48
・【別表十三（十二）】転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入	
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	49
・【別表十四の二】寄附金の損金算入	
寄附金の損金算入に関する明細書	50
・【別表十六（一）】旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額	
旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	51
・【別表十六（二）】旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額	
旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	57
・【別表十六（三）】旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額	
旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	63
・【別表十六（四）】旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額	
旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書	69
・【別表十六（五）】取替法による取替資産の償却額	
取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	75
・【別表十六（七）】少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	81
・【別表十六（九）】特別償却準備金の損金算入	
特別償却準備金の損金算入に関する明細書	82

30欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書（普通法人（特定の医療法人を除く。）の分……平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

24欄及び28欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

車

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分……平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

平成 年 月 日

24欄

還付請求税額

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第2項」

②区分番号に、「10004」

③適用額欄に、当該別表一の二(二)24欄の金額(円単位)を記載してください

28欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第1項第2号」
- ②区分番号に、「10002」
- ③適用額欄に、当該別表一の二(二)28欄の金額(円単位)を記載してください

印

27欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表一の二(三)

各連結事業年度の連結所得に係る申告書

一特定の医療法人の分……平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

税理士法第30条 の書面提出有	○	税理士法第33条 の2の書面提出有
--------------------	---	----------------------

27欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の8第1項第3号」

②区分番号に、「10003」

③適用額欄に、当該別表一の二(三)27欄の金額(円単位)

を記載してください

29欄

特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に、

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の100第1項」

②区分番号に、「10269」

③適用額欄に、当該別表一の二(三)29欄の金額(円単位)

を記載してください

税 署	理 名 押	士 印
--------	-------------	--------

印

別表六の二(三)

11欄、18欄及び26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

別表六の二(三) 平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

18欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に該当するもの)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第2項」
②区分番号に、「10006」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)18欄の金額(円単位)を記載してください

11欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第1項」
②区分番号に、「10005」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)11欄の金額(円単位)を記載してください

26欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越控除額がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の9第3項」
②区分番号に、「10007」
③適用額欄に、当該別表六の二(三)26欄の金額(円単位)を記載してください

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表二「1」の合計)		1	円	特別試験研究費に係る連結税額控除	当期税額基準額残額 (8) - (9)	15	円
試験研究費の総額に 係る連結税額控除割合 (3) $\geq$ 10 % の場合		4	0.1	前	当期税額控除可能額 (14) と (15) のうち少ない金額	16	
(3) $<$ 10 % の場合 (3) $\times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)		5			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「20の②」)	17	
税額控除限度額 (1) $\times$ (4) 又は (1) $\times$ (5)		6	円	期	当期分の特別控除額 (16) - (17)	18	
					差引当期税額基準額残額 (8) 又は $(7) \times \frac{30}{100}$ - (9) - (16)	19	
				分	連結繰越税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「6の計」 (総額+特別))	20	
					平成21年度分連結繰越 税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「9の計」 (総額+特別))	21	
				繰	平成22年度分連結繰越 税額控除限度超過額 (別表六の二(三)付表一「12の計」)	22	
					調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「19の②」)	10	
				越	当期分の特別控除額 (9) - (10)	11	
					特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六) 「7の計」の合計)	12	
				分	特別試験研究費に係る 税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13	
					当期繰越税額控除額 (24) - (25)	26	
				法	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「17の②」 +「18の②」)	25	
					法人税額の特別控除額 (11) + (18) + (26)	27	
				人	特別研究税額控除限度額 (12) $\times$ (13)	14	円

別表六の二(四)

7欄及び15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	:	:	法人名								
円		繰越税額控除の計算に関する明細										
中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 の 税 額 控 除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表 「1」の合計)	1		前期繰越税額控除 連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	17	円					
	中小連結法人税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2			当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	18	—					
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	3			7欄 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の9第6項」 ②区分番号に、「10008」 ③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位) を記載してください							
	当期税額基準額 (3) × $\frac{20又は30}{100}$	4										
	当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額	5										
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「28の②」)	6										
	当期分の特別控除額 (5) - (6)	7										
	前 期 繰 越	差引当期税額基準額残額 [(4)又は(3) × $\frac{30}{100}$] - (5)	8		翌 期 繰 越 中 小 連 結 法 人	平 平	・ ・	別表六の二(四) 付表二「36」	円	円	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額 25 円 当期控除可能額 26 円 繰越額 (25) - (26) 27 円	
		繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (22)の計	9			平 平	・ ・	別表六の二(四) 付表二「36」	円	円		外 円
		平成21年度分繰越中小連結法人 税額控除限度超過額 (25)の計	10			計						
		平成22年度分繰越中小連結法人 税額控除限度超過額 (28)の計	11			当 期 分	(2)	(5)	外			
		計 (9) + (10) + (11)	12			合 計						
		分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (1) ≤ ((19)、(20)又は(21))の場合は0)	13		適 用 額 等 の 計 算	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額 25 円	当期控除可能額 26 円	繰越額 (25) - (26) 27 円		
			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「27の②」)	14			平 平	・ ・	別表六の二(四) 付表三「36」	円	円	外 円
			当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15			平 平	・ ・	別表六の二(四) 付表四「36」	円	円	外 円
			法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16			計					
				適 用 額 等 の 計 算	当 期 分	(2)	(5)	外				
					合 計							

別表六の二(四) 平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名			
円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (10)×(12)		13	円	
		当期税額基準額 (2)× $\frac{10}{100}$		14		
を適用し		期税額控除可能額 (13)と(14)のうち少ない金額)		15		
2号」		税額控除可能額 (7)の金額又は(15)の金額)		16		
金額(円		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「29の②」)		17		
		法人税額の特別控除額 (16)－(17)		18		
基準試験研究費の額の計算に関する明細						
前二年以内に開始した連結親法人事業年度の試験研究費の額の合計額を	連結親法人事業年度	試験研究費の額の合計額	当該連結親法人事業年度の月数 (19)の連結親法人事業年度の月数	改定試験研究費の額の合計額 (20)×(21)		
	19	20	21	22	円	
	平 平	円	――		円	
	平 平		――			
	平 平		――			
	平 平		――			
	平 平		――		円	
の額に算入される試験研究費の額を超える場合				額 (円)	23	
の額に算入される試験研究費の額に相当する金額を超える場合				額 (円)	24	

※第68条の9第9項第1号「10010」
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※第68条の9第9項第2号「10011」
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合

別表六の二(七)

27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度

法人名

()

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「52の①」)		20	円
27欄 前連結税額の個別帰属額				エネルギー需給構造改革推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		21	
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の				繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		22	
①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の10第2項」				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		23	
②区分番号に、「10028」				当 期 総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{20}{100}$		24	
③適用額欄に、当該別表六の二(七)27欄の金額(円単位)				当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(8)の合計)		25	
を記載してください				調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(十六)「32の②」)		26	
法 人 分 配 前 合 計	期 基 準 額	$(2) \times \frac{20}{100}$	6	当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25) - (26)		27	
	法 人 税 額 基 準 額 ((5) と (6) のうち少ない金額)		7	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{20}{100}$		28	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((4) と (7) のうち少ない金額)		8	総調整前連結税額基準額の残額 ((28) 又は (28) - (25)) - (別表六の二(八)「25」)		29	
	36欄 調整前連結税額超過構成額			繰越税額控除可能額の合計額		30	
計 算 分	期 税 額 基 準 額	$(2) \times \frac{20}{100}$	13	平 平 (各連結法人の(39)の①)の合計		31	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 の 残 額 ((13) 又は (13) - (8)) - (別表六の二(八)「8」)		14	平 平 (各連結法人の(39)の②)の合計		32	
	法 人 税 額 基 準 額 ((12) と (14) のうち少ない金額)		15	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額		33	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((11) と (15) のうち少ない金額)		16	平 平 (別表六の二(十六)「30の②」)		34	
算 分	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(33) \times \frac{(39)の①}{(30)} + (34) \times \frac{(39)の②}{(31)}$		17	平 平 (別表六の二(十六)「31の②」)		35	
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (16) - (17)		18	合 計		36	
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (10) + (18)		19	法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)		37	
				各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算		38	
計 算 分	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度			前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額		39	
	平 平			当 期 控 除 可 能 額		40	
	平 平			翌 期 繰 越 額 (38) - (39)			
	平 平			外 円			
計 算 分	計			(16)			
	当 期 分			(4)		(8)	外
	合 計						

別表六の二(七) 平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

	結 業 年 度	.	.	法人名	()																	
の額	各連	連結所得の金額(別表四の二「52の①」)						20	円													
		エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得連結法人の(1)の合計)						21														
		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額(繰越連結法人の(1)の合計)						22														
		調整前連結税額(別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)						23														
		当分	総調整前連結税額基準額 $(23)\times\frac{20}{100}$ -(別表六の二(七)「25」)				24															
		期	当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(8)の合計)				25															
		人分	調整前連結税額超過構成額(別表六の二(十六)「35の②」)				26															
		合算	法の人の場合	期間	繰越税額控除可能額の合計額	連結事業年度	当期分の特別控除額の合計額(25)-(26)		27													
前期							総調整前連結税額基準額 $(23)\times\frac{20}{100}$ -(別表六の二(七)「25」)				28											
							総調整前連結税額基準額の残額((28)又は((28)-(25))-(別表六の二(七)「32」)				29											
繰越							平	.	.	(各連結法人の(39の①)の合計)		30										
										平	.	.	(各連結法人の(39の②)の合計)		31							
過							調	連	平				.	.	(別表六の二(十六)「33の②」)	32						
										整	結	平						.	.	(別表六の二(十六)「34の②」)	33	
超							過	業	年	度	合　計		35									
	当期分の特別控除額の合計額(32)-(35)										36											
法人税額の特別控除額の合計額(27)+(36)						37																
の場合の用額		計算	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可	翌期繰越額(38)-(39)														
						38	39	40														
				平 . .	①	円	円	/														
				平 . .				外 円														
				平 . .	②																	
				平 . .																		
				計			(16)															
				當 期 分		(4)	(8)	外														
合 計																						

平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の10の2第2項」
②区分番号に、「10289」
③適用額欄に、当該別表六の(八)27欄の金額(円単位)
を記載してください

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の10の2第3項」
- ②区分番号に、「10290」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(八)36欄の金額(円
単位)
を記載してください

計 算 書	繰 上 げ	税 額	個別帰属額基準額 (2) $\times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(七)「8」})$	13	
		基 準	個別帰属額基準額の残額 (13) 又は (13) $-$ (8)) $-$ (別表六の二(七)「16」)	14	
		額	法人税額基準額 (12) と (14) のうち少ない金額	15	
	繰 下 げ	越	当期繰越税額控除可能額 (11) と (15) のうち少ない金額	16	
		分	調整前連結税額超過構成額 (33) $\times \frac{(39\text{の}\textcircled{1})}{(30)} + (34) \times \frac{(39\text{の}\textcircled{2})}{(31)}$	17	
			当期繰越税額控除額 (16) $-$ (17)	18	
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) $+$ (18)			19	

27欄及び36欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名	()		
円		連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「52の①」)			20	円	
	各 連	機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得連結法人の(1)の合計)			21		
		繰越税額控除限度超過額を有する 各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)			22		
		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)			23		
		結 当 法 期 人 分 の 合 計 額 の 計 算	総調整前連結税額基準額 (23) × $\frac{20}{100}$			24	
	当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)			25			
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「38の②」)			26			
		当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)			27		
	の 合 計 額 の 計 算	総調整前連結税額基準額 (23) × $\frac{20}{100}$			28		
		総調整前連結税額基準額の残額 (28) 又は (28) - (25)			29		
		繰越税額 控除可能 額の合計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 (各連結法人の(39の①)の合計)	・ ・ ・ ・	30	
	平 平 (各連結法人の(39の②)の合計)		・ ・ ・ ・	31			
		合 計			32		
	の 計 算	繰越 調整前 連結税 額超過 構成額	連 結 事 業 年 度	平 平 (別表六の二(十六)「36の②」)	・ ・ ・ ・	33	
			平 平 (別表六の二(十六)「37の②」)	・ ・ ・ ・	34		
			合 計			35	
		当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)			36		
		法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)			37		
各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当 期 控 除 可 能 額	翌期繰越額 (38) - (39)		
			38	39	40		
	平 平	・ ・ ①	円	円			
	平 平	・ ・ ②			外	円	
	計			(16)			
	当 期 分		(4)	(8)	外		
	合 計						

平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の11第2項」
- ②区分番号に、「10042」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(九)27欄の金額(円単位)

を記載してください

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の11第3項」
- ②区分番号に、「10043」
- ③適用額欄に、当該別表六の二(九)36欄の金額(円単位)

を記載してください

算 分	繰 上 げ 額 基 準 額	(2) $\times \frac{20}{100}$	13	算 分	構成額	合 計	35		
		個別帰属額基準額の残額 (13) 又は (13) - (8))	14		当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)		36		
		法人税額基準額 (12) と (14) のうち少ない金額)	15		法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)		37		
	繰 越 分	当期繰越税額控除可能額 (11) と (15) のうち少ない金額)		16	各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可能額	翌期繰越額 (38) - (39)
						38	39	40	
		平 . .	①	円		円	外 円		
		平 . .							
		平 . .	②						
		調整前連結税額超過構成額 (33) $\times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$		17					
		当期繰越税額控除額 (16) - (17)		18			計	(16)	
				当期分	(4)	(8)	外		
当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)		19		合 計					

別表六の二(十)

30欄、39欄及び50欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度

法人名

()

個 別 所 得 金 額
(個別所得金額がない場合は0)

1

円

39欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の12第3項」
②区分番号に、「10069」
③適用額欄に、当該別表六の二(十)39欄の金額(円単位)
を記載してください

法 人 分 別 明 細 書
(4)と(7)のうち少ない金額) 8
調整前連結税額超過構成額 $(29) \times \frac{(8)}{(28)}$ 9
当期分の特別控除額 $(8) - (9)$ 10
繰越税額控除限度超過額 (52) の計 11
調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$ 12

50欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(教育訓練費に係るもの)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の12第5項」
②区分番号に、「10070」
③適用額欄に、当該別表六の二(十)50欄の金額(円単位)
を記載してください

法 人 分 別 明 細 書
教育訓練費に係る特別控除額の個別帰属額 $(50) \times \frac{(20)}{(41)}$ 21

30欄

事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の12第2項」
②区分番号に、「10068」
③適用額欄に、当該別表六の二(十)30欄の金額(円単位)
を記載してください

当 期 分 別 明 細 書
当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計) 28
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「41の②」) 29
当期分の特別控除額の合計額 $(28) - (29)$ 30

前 期 繰 越	総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	31	円
	総調整前連結税額基準額の残額 (31) 又は $(31) - (28)$	32	
	繰越可能税額の合計	33	
	繰越可能税額の合計	34	
	合 計	35	
	繰越可能税額の合計	36	
	繰越可能税額の合計	37	
	合 計	38	
	当期分の特別控除額の合計額 $(35) - (38)$	39	
	労務費の額の合計額 (各連結法人の(19)の合計)	40	
教 育 訓 練 費 に 係 る も の	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	41	
	教育訓練費割合 $\frac{(41)}{(40)}$	42	
	0.25% ≤ (42) の場合	43	0.12
	0.15% ≤ (42) < 0.25% の場合 $(42) - 0.15\% \times 40 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	44	
	教育訓練費に係る税額控除限度額 $((41) \times (43))$ 又は $((41) \times (44))$	45	円
	総調整前連結税額基準額 $(26) \times \frac{20}{100}$	46	
	差引当期税額基準額残額 $(46) - ((46) - (28))$ 又は $(46) - (28) - (35)$	47	
	当期税額控除可能額 $((45) \text{ と } (47) \text{ のうち少ない金額})$	48	
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「42の②」)	49	
	当期分の特別控除額 $(48) - (49)$	50	
法人税額の特別控除額の合計額 $(30) + (39) + (50)$		51	
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	52	
	当期控除可能額	53	
	翌期繰越額 $(52) - (53)$	54	
	平 平 平 平 ①	円	円
平 平 平 平 ②	平 平 平 平 ②	円	外 円
	計	(16)	
	当 期 分	(4)	(8) 外
	合 計		

別表六の二(十) 平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	法人名	()
21	22	23	24
25	26	27	28
29	30	31	32
33	34	35	36
37	38	39	40
41	42	43	44
45	46	47	48
49	50	51	52
53	54	55	56
57	58	59	60
61	62	63	64
65	66	67	68
69	70	71	72
73	74	75	76
77	78	79	80
81	82	83	84
85	86	87	88
89	90	91	92
93	94	95	96
97	98	99	100
101	102	103	104
105	106	107	108
109	110	111	112
113	114	115	116
117	118	119	120
121	122	123	124
125	126	127	128
129	130	131	132
133	134	135	136
137	138	139	140
141	142	143	144
145	146	147	148
149	150	151	152
153	154	155	156
157	158	159	160
161	162	163	164
165	166	167	168
169	170	171	172
173	174	175	176
177	178	179	180
181	182	183	184
185	186	187	188
189	190	191	192
193	194	195	196
197	198	199	200
201	202	203	204
205	206	207	208
209	210	211	212
213	214	215	216
217	218	219	220
221	222	223	224
225	226	227	228
229	230	231	232
233	234	235	236
237	238	239	240
241	242	243	244
245	246	247	248
249	250	251	252
253	254	255	256
257	258	259	260
261	262	263	264
265	266	267	268
269	270	271	272
273	274	275	276
277	278	279	280
281	282	283	284
285	286	287	288
289	290	291	292
293	294	295	296
297	298	299	300
301	302	303	304
305	306	307	308
309	310	311	312
313	314	315	316
317	318	319	320
321	322	323	324
325	326	327	328
329	330	331	332
333	334	335	336
337	338	339	340
341	342	343	344
345	346	347	348
349	350	351	352
353	354	355	356
357	358	359	360
361	362	363	364
365	366	367	368
369	370	371	372
373	374	375	376
377	378	379	380
381	382	383	384
385	386	387	388
389	390	391	392
393	394	395	396
397	398	399	400
401	402	403	404
405	406	407	408
409	410	411	412
413	414	415	416
417	418	419	420
421	422	423	424
425	426	427	428
429	430	431	432
433	434	435	436
437	438	439	440
441	442	443	444
445	446	447	448
449	450	451	452
453	454	455	456
457	458	459	460
461	462	463	464
465	466	467	468
469	470	471	472
473	474	475	476
477	478	479	480
481	482	483	484
485	486	487	488
489	490	491	492
493	494	495	496
497	498	499	500
501	502	503	504
505	506	507	508
509	510	511	512
513	514	515	516
517	518	519	520
521	522	523	524
525	526	527	528
529	530	531	532
533	534	535	536
537	538	539	540
541	542	543	544
545	546	547	548
549	550	551	552
553	554	555	556
557	558	559	560
561	562	563	564
565	566	567	568
569	570	571	572
573	574	575	576
577	578	579	580
581	582	583	584
585	586	587	588
589	590	591	592
593	594	595	596
597	598	599	600
601	602	603	604
605	606	607	608
609	610	611	612
613	614	615	616
617	618	619	620
621	622	623	624
625	626	627	628
629	630	631	632
633	634	635	636
637	638	639	640
641	642	643	644
645	646	647	648
649	650	651	652
653	654	655	656
657	658	659	660
661	662	663	664
665	666	667	668
669	670	671	672
673	674	675	676
677	678	679	680
681	682	683	684
685	686	687	688
689	690	691	692
693	694	695	696
697	698	699	700
701	702	703	704
705	706	707	708
709	710	711	712
713	714	715	716
717	718	719	720
721	722	723	724
725	726	727	728
729	730	731	732
733	734	735	736
737	738	739	740
741	742	743	744
745	746	747	748
749	750	751	752
753	754	755	756
757	758	759	760
761	762	763	764
765	766	767	768
769	770	771	772
773	774	775	776
777	778	779	780
781	782	783	784
785	786	787	788
789	790	791	792
793	794	795	796
797	798	799	800
801	802	803	804
805	806	807	808
809	810	811	812
813	814	815	816
817	818	819	820
821	822	823	824
825	826	827	828
829	830	831	832
833	834	835	836
837	838	839	840
841	842	843	844
845	846	847	848
849	850	851	852
853	854	855	856
857	858	859	860
861	862	863	864
865	866	867	868
869	870	871	872
873	874	875	876
877	878	879	880
881	882	883	884
885	886	887	888
889	890	891	892
893	894	895	896
897	898	899	900
901	902	903	904
905	906	907	908
909	910	911	912
913	914	915	916
917	918	919	920
921	922	923	924
925	926	927	928
929	930	931	932
933	934	935	936
937	938	939	940
941	942	943	944
945	946	947	948
949	950	951	952
953	954	955	956
957	958	959	960
961	962	963	964
965	966	967	968
969	970	971	972
973	974	975	976
977	978	979	980
981	982	983	984
985	986	987	988
989	990	991	992
993	994	995	996
997	998	999	1000

別表六の二(十一)

平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

P12参照

○ 別表六の二（十一）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別償却	第68条の13第1項（第42条の9第1項の表の第1号）	10071	「28」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項（第42条の9第1項の表の第2号）	10073	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別償却	第68条の13第1項（第42条の9第1項の表の第3号）	10075	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項（第42条の9第1項の表の第4号）	10077	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第1項（第42条の9第1項の表の第5号）	10079	

○ 別表六の二（十一）「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項	10072	「41」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項	10074	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項	10076	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項	10078	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項	10080	

別表六の二(十二)

28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
事
年
度結
業
年
度

法人名

()

41欄	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$		29	円			
	調整前連結税額の個別帰属額 (24) × $\frac{(1)}{(2)}$	2	総調整前連結税額基準額の残額 (29) 又は (29) - (26)			30						
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十二)付表「8」の合計)	3	平 平 (各連結法人の(50)の①)の合計			31						
	同上のうち建物及びその		平 平 (各連結法人の(50)の②)の合計			32						
41欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第3項」 ②区分番号に、「10085」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)41欄の金額 (円単位) 記載してください	調整前連結税額超過構成額 (27) × $\frac{(9)}{(26)}$	10	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平 平 (別表六の二(十六)「48」の②)	36					
			当 期 分 の 特 別 控 除 額 (9) - (10)				11	平 平 (別表六の二(十六)「49」の②)	37			
		繰越税額控除限度超過額 (49)の計	12	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	平 平 (別表六の二(十六)「50」の②)	38					
			法 人 税 額 基 準 額 (30) × $\frac{(1)}{(23)}$				13	平 平 (別表六の二(十六)「51」の②)	39			
		個 別 帰 属 額 基 準 額 (2) × $\frac{20}{100}$	14	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	合 計	40					
		個別帰属額基準額の残額 (14) 又は (14) - (9)	15				当期分の特別控除額の合計額 (35) - (40)	41				
		法 人 税 額 基 準 額 (13) と (15) のうち少ない金額	16	法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41)		42						
		28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	43	当 期 控 除 可 能 額	翌期繰越額 (43) - (44)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	44	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	46	円	円
当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26			平 平 円	47				円	円		
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27			各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	49	円	円		
当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28						平 平 円	50	円	円		
28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	46	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (46) - (47)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	47	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	49	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	50	円	円
		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	51	円	円		
		当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28				平 平 円	52	円	円		
		28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	48	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (48) - (49)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	49	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	51	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	52	円	円
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27			各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	53	円	円		
当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28						平 平 円	54	円	円		
28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	50	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (50) - (51)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	51	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	53	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	54	円	円
		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	55	円	円		
		当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28				平 平 円	56	円	円		
		28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	52	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (52) - (53)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	53	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	55	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	56	円	円
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27			各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	57	円	円		
当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28						平 平 円	58	円	円		
28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	54	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (54) - (55)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	55	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	57	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	58	円	円
		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	59	円	円		
		当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28				平 平 円	60	円	円		
		28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	56	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (56) - (57)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	57	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	59	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	60	円	円
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27			各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	61	円	円		
当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28						平 平 円	62	円	円		
28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	58	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (58) - (59)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	59	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	61	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	62	円	円
		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	63	円	円		
		当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28				平 平 円	64	円	円		
		28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	60	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (60) - (61)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	61	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	63	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	64	円	円
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27			各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	65	円	円		
当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28						平 平 円	66	円	円		
28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	62	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (62) - (63)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	63	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	65	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	66	円	円
		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	67	円	円		
		当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28				平 平 円	68	円	円		
		28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	64	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (64) - (65)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	65	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	67	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	68	円	円
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27			各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	69	円	円		
当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28						平 平 円	70	円	円		
28欄	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の14第2項」 ②区分番号に、「10084」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十二)28欄の金額 (円単位) 記載してください			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	66	当 期 控 除 可 能 額 等	翌期繰越額 (66) - (67)
					調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)				24	平 平 円	67	円
				総調整前連結税額基準額 (24) × $\frac{20}{100}$	25	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	69	円	円
				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26				平 平 円	70	円	円
		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「52」の②)	27	各 連 結 法 人 の 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	前 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度 又は事業年度	平 平 円	71	円	円		
		当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28				平 平 円	72				

別表六の二(十四)

28欄及び37欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

()

個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	各 連 結 当 期 法 人 分 の 合 計 額	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「52の①」)		21	円		
調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2			特定機械装置等の取得をした 各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		22			
取得価額の合計額					繰越税額控除限度超過額を有する 各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		23			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用 額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の15第2項」 ②区分番号に、「10294」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十四)28欄の金額 (円単位) を記載してください				各 連 結 当 期 法 人 分 の 合 計 額	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		24			
					総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		25			
					当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)		26			
					調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「55の②」)		27			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用 額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の15第3項」 ②区分番号に、「10295」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十四)37欄の金額 (円単位) を記載してください				各 連 結 当 期 法 人 分 の 合 計 額	当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)		28			
					総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		29			
					総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26)		30			
					繰越税額控除可能額の合計額		31			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用 額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の15第3項」 ②区分番号に、「10295」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十四)37欄の金額 (円単位) を記載してください				各 連 結 当 期 法 人 分 の 合 計 額	平 平 ・ ・ ・ ・ (各連結法人の(40)の①)の合計		31			
					平 平 ・ ・ ・ ・ (各連結法人の(40)の②)の合計		32			
					合 計		33			
					調整前連結税額超過構成額		34			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用 額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の15第3項」 ②区分番号に、「10295」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十四)37欄の金額 (円単位) を記載してください				各 連 結 当 期 法 人 分 の 合 計 額	平 平 ・ ・ ・ ・ (別表六の二(十六)「53の②」)		34			
					平 平 ・ ・ ・ ・ (別表六の二(十六)「54の②」)		35			
					合 計		36			
					当期分の特別控除額の合計額 (33) - (36)		37			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用 額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の15第3項」 ②区分番号に、「10295」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十四)37欄の金額 (円単位) を記載してください				各 連 結 当 期 法 人 分 の 合 計 額	法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)		38			
					各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算					
					連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		前期繰越額 又は当期税額 控除限度額		当期控除 可能額	翌期繰越額 (39) - (40)
					平 平 ・ ・ ・ ・ ①		円		円	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用 額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の15第3項」 ②区分番号に、「10295」 ③適用額欄に、当該別表六の二(十四)37欄の金額 (円単位) を記載してください				各 連 結 当 期 法 人 分 の 合 計 額	平 平 ・ ・ ・ ・ ②			外 円		
					計		(17)			
					当 期 分		(5)	(9)	外	
					合 計					

別表六の二(十四) 平二十三・八・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十五)

18欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

()

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	基 準 雇 用 者 数 の 計 算	適用年度に係る連結親法人 事業年度終了の日にお ける雇用者の数	1	各 連 結 法 人	基準雇用者数の計算	適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数の合計 (各連結法人の(2)の合計)	8	人
		適用年度に係る連結親法人 事業年度開始の日の前日 における雇用者の数	2		基準雇用者数の合計 (各連結法人の(3)の合計) －(各連結法人の(4)の合計) (マイナスの場合は0)		9	
					基準雇用者割合 $\frac{(9)}{(8)}$		10	
		(1) ≥ (2) の場合 (1) - (2)	3		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		11	
		(1) < (2) の (2) - (1)			給与等支給額の合計額 (計)		12	
	給 与 等 支 給			の 計 算	当期税額控除可能額 ((14) と (15) のうち少ない金額)		13	円
					調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十六)「56の②」)		14	
					法人税額の特別控除額 (16) - (17)		15	
							16	
							17	
	比 較 給 与 等 支 給 額	比較給与等支給額 (24)	6				18	
		当期控除額の個別帰属額 $(18) \times \frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$	7					

18欄

雇用者数が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の15の2第1項」

②区分番号に、「10296」

③適用額欄に、当該別表六の二(十五)18欄の金額
(円単位)
を記載してください

比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算

連結事業年度又は事業年度		給与等支給額	適用年度の月数 (19)の連結事業年度 又は事業年度の月数	改定給与等支給額 (20) × (21)
19		20	21	22
調整対象年度	平	円		円
	平			
	平			
	平			
計				
適用年度前1年以内連結事業年度等における給与等の支給額 ((22) の計) ÷ (調整対象年度数)			23	円
比 較 給 与 等 支 給 額 $(23) + ((23) \times (10) \times \frac{30}{100})$			24	

別表六の二(十五)

平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

5欄及び25欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

理事 事業 年度	・ ・	・ ・	法人名 ()
----------------	--------	--------	------------

5欄

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の104第1項」
②区分番号に、「10276」
③適用額欄に、当該別表八の二5欄の金額(円単位)
を記載してください

受取配当等の額の明細

③適用額欄に、当該別表八の二25欄に「特定株式投
信」と記載した銘柄があり、同銘柄で28欄に記載の
ある金額の合計額(円単位)
を記載してください

受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額	益金不算なる金額	入の対象と (22－23)
22	23		4
円	円		円

本店の所在地
証券投信にあっては、特定株式投
信・外貨建等投信・その他投信の別

連 結 法 人 名			個 別 帰 属 額 (32) + (36) + (40)			29			円		
完 全 子 法 人 株 式 等			関 係 法 人 株 式 等			そ の 他 株 式 等					
受 取 配 当 等 の 額 (1)	30	円	受 取 配 当 等 の 額 (2)	33	円	受 取 配 当 等 の 額 (11)	37	円			
受取配当等の益金不算入額 (30)	31		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (10)	34		受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (13)	38				
(31) × $\frac{(21) \text{のうち当該連結法入分}}{(21) \text{の計}}$	32		受取配当等の益金不算入額 (33) - (34)	35		受取配当等の益金不算入額 (37) - (38) × 50%	39				
			(35) × $\frac{(22) \text{のうち当該連結法入分}}{(22) \text{の計}}$	36		(39) × $\frac{(26) \text{のうち当該連結法入分}}{(26) \text{の計}}$	40				

別表十(一)
9欄及び12欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

② 沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度			法人名		()	
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は措法第68条の63第1項の表の各号の該当号 (第1号(情報通信産業特別地区)、第2号(特別自由貿易地域)又は第3号(金融業務特別地区))	1 第 号	所得基準額の計算	所得金額仮計又は連結所得金額仮計(別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」)	5	円
				軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額	6	
				(5)と(6)のうち少ない金額	7	
				所得基準額 (7) × $\frac{35}{100}$	8	
設立年月日	2 平 . .		特別控除額の計算	(1)が第3号の場合 特別控除額(8)	9	
認定法人としての認定を受けた日	3 平 . .	(1)が第3号の場合 人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額		10		
事業種目	4	人件費基準額 (10) × $\frac{20}{100}$		11		
				特別控除額(第3号に係る(8)と(11)のうち少ない金額)	12	

別表十(一)
平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1001

9欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の63第1項の表の第1号」
- ② 区分番号に、「10207」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

12欄

沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の63第1項の表の第3号」
- ② 区分番号に、「10209」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)12欄の金額(円単位)を記載してください

9欄

沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の63第1項の表の第2号」
- ② 区分番号に、「10208」
- ③ 適用額欄に、当該別表十(一)9欄の金額(円単位)を記載してください

別表十(二)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十(二)

平二三・八・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得又は連結所得の金額の損金算入額の計算

国際戦略総合特別区域の		所得金額仮計又は		円	
国際戦略総合特別区域の		7欄		4	
指定特定事業法人としての指定を受け		国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の		5	
特定国際戦略事業のうち規制の特例措置等の適用を受けて行われる事業の内容		①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の63の2第1項」 ②区分番号に、「10345」 ③適用額欄に、当該別表十(二)7欄の金額(円単位)を記載してください		6	
の		(4)と(5)のうち少ない金額		7	
計算		損金算入額 $(6) \times \frac{20}{100}$			

II 指定特定事業法人の指定を取り消された場合の益金算入額の計算

指 定 の 取 消 日			8	平	・	・	指定を取り消された場合の益金算入額 ((10)の合計)	9	円
算入された金額の合計額 の計算に 適用対象年度において 損金の額に	事業年度又は連結事業年度						損 金 算 入 額		
							10		
	平	・		・					円
	平	・		・					
	平	・		・					
	平	・		・					
	平	・		・					
	平	・		・					
	平	・		・					
合 計									

法 0301-1002

別表十(四)

16欄及び42欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	()
I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書				
準備金の名称	1	翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12
当期積立額	2		3年を経過した場合の益金算入額(25)の計	13
積立限度額の計算	3		同上以外の場合による益金算入額(26)の計+(27)の計	14
取引の基計算	4		計(13)+(14)	15
当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	5		当期積立額のうち損金算入額(2)-(11)	16
取引基準額(3)× $\frac{12}{100}$	6		期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額(12)-(15)+(16)	17
(3)の収入金額に係る費用等の額	7		貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18
鉱物の販売に係る所得金額(3)-(5)	8			
租税特別措置法施行令第34条第3項、第4項若しくは第10項又は第39条の8第4項若しくは第10項により控除	9			
採掘所得(6)-(7)	10			
所得基(8)× $\frac{50}{100}$	11			
積立限度((4)と(9)のうち少ない金額)	12			
積立限度超(2)-(10)	13			
積立事業年度	14			
当初のうちに	15			
翌期繰越額(2)-(13)-(14)-(15)	16			
28	17			
円	18			
円	19			
円	20			
円	21			
円	22			
円	23			
円	24			
円	25			
円	26			
円	27			
円	28			
円	29			
円	30			
円	31			
円	32			
円	33			
円	34			
円	35			
円	36			
円	37			
円	38			
円	39			
円	40			
円	41			
円	42			

16欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の61第1項」及び「第8項」又は「第2項」※

②区分番号に、「10202」又は「10203」

③適用額欄に、当該別表十(四)16欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68条の61第1項」
「10202」探鉱準備金の損金算入

※「第68条の61第8項」
「00202」探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い適用を受ける場合)

※「第68条の61第2項」
「10203」海外探鉱準備金の損金算入

42欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の62第1項」又は「第2項」※

②区分番号に、「10204」又は「10205」

③適用額欄に、当該別表十(四)42欄の金額(円単位)を記載してください

※「第68条の62第1項」
「10204」新鉱床探鉱費の特別控除

※「第68条の62第2項」
「10205」海外新鉱床探鉱費の特別控除

別表十(四)

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十(五)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

別表十(五)

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算											
日本船舶・船員確保計画の認定日		1	平	・	・	認定計画に記載された計画期間		2	平	・	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算											
一日当たり利益金額の計算	日本船舶の名称	3									
	日本船舶の純トン数	4	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(4)のうち1,000トン以下の純トン数	5									
	(5) × $\frac{1}{100} \times 12$	6	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(4)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	7									
	(7) × $\frac{1}{100} \times 90$	8									
	(4)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	9									
	(9) × $\frac{1}{100} \times 60$	10									
	(4)のうち25,000トンを超える純トン数	11									
	(11) × $\frac{1}{100} \times 30$ 円	12									
日本船舶の一日当たり利益金額 (6) + (8) + (10) + (12)		13									
日本船舶の持分比率		14									
日本船舶の稼動日数		15	日	日	日	日	日	日	日	日	
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (13) × (14) × (15)		16	円	円	円	円	円	円	円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算											
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(五)付表一「25」)		17	円				損金算入額 (17) - (18)	19	円		
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (16)の合計額		18					益金算入額 (18) - (17)	20			
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算											
認定の取消日		21	平	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (25)の合計		22	円		
前金額の合計に損金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額		日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額		損金算入額 (23) - (24)					
		23		24		25					
	平	円		円		円					
	平										
	平										
	平										
	平										
	平										
合 計											

19欄

対外船舶運行事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合(損金算入額がある場合)には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の62の2第1項」
②区分番号に、「10206」
③適用額欄に、当該別表十(五)19欄の金額(円単位)を記載してください

別表十(九)

6欄、22欄、25欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十(九)

平二十三・六・三十以後終了事業

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
事業年度	・	・		

Ⅰ 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

診療報酬に係る収入金額	1	円	損金の計算	診療報酬に係る経費の額	4	円
			算入額	(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
				損金算入額	6	
				(3) - (5)		
			限度額の計算			
				法定経費率による経費の額		

6欄

社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の99第1項」

②区分番号に、「10268」

③適用額欄に、当該別表十(九)6欄の金額(円単位)を記載してください

25欄

植林費の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「平成23年旧措置法第68条の38第1項」

②区分番号に、「10185」

③適用額欄に、当該別表十(九)25欄の金額(同欄の金額が同表24欄の金額を超える場合には、同表24欄の金額(円単位))

を記載してください

22欄

農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の101第1項」

又は

「平成23年旧措置法第68条の101第1項」

②区分番号に、「10378」又は「10270」

③適用額欄に、当該別表十(九)22欄の金額(円単位)を記載してください

別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20		
	譲渡原価の額	21		
	(19)			
	特別控除額	22		
	(20) - (21)			

Ⅱ 植林費の損金算入に関する明細書

造林のために支出した植林費の額	23	円	損金算入額	25	円
損金算入限度額	24		超過額	26	
	(23) × $\frac{35}{100}$				

31欄

Ⅲ 特定の基金に対する負担金

基金に係る法人名	27			
基金の名称	28			
告示番号	29	平第	号	平第
当期に支出した負担金等の額	30		円	
同上のうち損金の額に算入した金額	31			

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の95第1項」

又は

「平成23年旧措置法第68条の95第1項」

②区分番号に、「10367」又は「10266」

③適用額欄に、当該別表十(九)31欄の金額(円単位)を記載してください

Ⅳ 口蹄疫に対処するための手当金等に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

原価及び損失の費用の計算	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る原価の額	32	円	特別控除額の計算	手当金等の額	36	円
	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る費用の額	33			原価の額、費用の額及び損失の額	37	
	手当金等の額の計算の基礎となった家畜に係る損失の額	34			(35)		
	原価の額、費用の額及び損失の額	35			特別控除額	38	
	(32) + (33) + (34)				(36) - (37)		

別表十の二

18欄、31欄、34欄、37欄及び40欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特別控除額の損金不算入に関する明細書

年 度

名

()

I 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

18欄

収用換地等の場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の73第1項」、「第2項」又は「第7項」※
② 区分番号に、「10215」
③ 適用額欄に、当該別表十の二18欄の金額(円単位)を記載してください

- ※「第68条の73第1項」
収用換地等により特別控除の適用を受ける場合
※「第68条の73第2項」
換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した保証金等について、特別控除の適用を受ける場合
※「第68条の73第7項」
特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

31欄

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の74第1項」
② 区分番号に、「10216」
③ 適用額欄に、当該別表十の二31欄の金額(円単位)を記載してください

34欄

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の75第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の75第1項」
② 区分番号に、「10351」又は「10217」
③ 適用額欄に、当該別表十の二34欄の金額(円単位)を記載してください

37欄

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の76第1項」
② 区分番号に、「10218」
③ 適用額欄に、当該別表十の二37欄の金額(円単位)を記載してください

40欄

特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の76の2第1項」
② 区分番号に、「10219」
③ 適用額欄に、当該別表十の二40欄の金額(円単位)を記載してください

場合の連結所得の特別控除等に関する明細書

当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	29	円
特 別 控 除 残 額	30	
2,000万円－(29)		
特 別 控 除 額	31	
((28)と(30)のうち少ない金額)		
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	32	
特 別 控 除 残 額	33	
1,500万円－(32)		
特 別 控 除 額	34	
((28)と(33)のうち少ない金額)		
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	
特 別 控 除 残 額	36	
800万円－(35)		
特 別 控 除 額	37	
((28)と(36)のうち少ない金額)		
当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
特 別 控 除 残 額	39	
1,000万円－(38)		
特 別 控 除 額	40	
((28)と(39)のうち少ない金額)		

特別控除額の損金不算入に関する明細書

当該資産の譲渡をした日の属する年における各連結法人の資産の譲渡につき、当期において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額 (当該各連結法人の(41)の合計)	44	円
当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額	45	
特 別 控 除 残 額	46	
5,000万円－(45)		
特 別 控 除 額	47	
((44)と(46)のうち少ない金額)		

別表十一（一の二）

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

御注意

「5」欄の「1」の分子の空欄には、中小法人（租税特別措置法第77条の10第1項に規定する法人をいいます。）が同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) (1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。）10 (2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。）8 (3) 金融及び保険業3

(5) その他の事業1

当 期 繰 入 額	1	円	前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度）末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
繰 入 限 度 の 計 算	2		(9)	10	
期 末 一 括 評 価 金 銭 債 権 の 帳 簿 価 額 の 合 計 額 (26の計)	2		前3年内事業年度における事業年度		
貸 倒 実 績 率 (20)	3		7欄 中小連結法人等の貸倒引当金の特例を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の59第3項」 ②区分番号に、「10201」 ③適用額欄に、当該別表十一（一の二）7欄の金額（円単位）を記載してください		
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (28の計)	4				
法 定 の 繰 入 率	5	1,000			
繰 入 限 度 額 (2) × (3) 又は (4) × (5)	6	円			
公 益 法 人 等 ・ 協 同 組 合 等 の 繰 入 限 度 額 (2) × (3) × $\frac{116}{100}$ 又は (4) × (5) × $\frac{116}{100}$	7				
繰 入 限 度 超 過 額 (1) - (6) 又は (7)	8		ある損失の額等には当該事業年度の	15	
			第2項第2号ホの貸倒引当金勘定の金額の合計額	16	
			益金の額に算入された令第96条第2項第2号ヘの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	17	
			益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	18	
			貸倒れによる損失の額等の合計額 (11) + (12) + (13) - (14) - (15) - (16) - (17)	19	
			12 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	20	
			貸 倒 実 績 率 (小数点以下4位未満切上げ)		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	②1のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権及び非適格併合により併法人等に移転する売掛債権等の額	連結完全関係人等が結対掛の額	期末一括評価金銭債権の額 (21) + (22) - (23) - (24) - (25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26) - (27)
	21	22	23	24	25	26	27	28
	円	円	円	円	円	円	円	円
計								

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 (小数点以下3位未満切捨て)	30	円
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計) × (31)	31	円

別表十一（一の二）
平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・		・		法人名		()	
特 定 法 人 の 名 称 等		1	(第 号該当法人)		期 首 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額		16	円	
本店又は主たる事務所の所在地		2			翌 期 繰 越 額 の 計 算		5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 額 (29)の計	17	
資 源 開 発 投 資 法 人 等 の 認 定		3	昭 平 第 号		当 期 益 金 算 入 額		同上以外の場合による 益 金 算 入 額 (30)の計	18	
特 定 株 式 等 の 認 定		4	昭 平 第 号		計		(17) + (18)	19	
特定法人株式等の保有割合の計算	期 末 現 在 の 旧 特 定 投 資 法 人 等 の 発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額	5			当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (9) - (15)		20		
	期末に有する旧特定投資法人等の株式又は出資の数は金額	6			期 末 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 金 額 (16) - (19) + (20)		21		
	共同して投資する内国法人等が有する旧特定海外事業法人等の株式又は出資の数は金額	7			貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 海 外 投 資 等 損 失 準 備 金		22		
	保 有 割 合 (6)又は(6)+(7) (5)	8			差 引 (22) - (21)		23		
当 期 積 立 額		9	円		貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (19) - ((9) - ((22) - 前期の(22)))		24		
積 立 限 度 額 の 計 算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	10	平 号		当期に生じた差額の合計額 (15) + (24)		25		
	(10)の特定株式等のうち期末にするものの取得価	11			前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(23))		26		
	同 上 の 30又は90 100 相 当 額	12							
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	13							
積 立 限 度 額 (12) - (13)		14							
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (14)		15							
益 金 算 入 額 の 計 算									
積 立 事 業 年 度		当初の積立額の うち損金算入額		期 首 現 在 の 準 備 金 の 額		当 期 益 金 算 入 額		翌 期 繰 越 額 (28) - (29) - (30)	
		27		28		5 年 経 過 後 5 年 間 均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (27) × 60 (29) 以外の場合		31	
積 立 事 業 年 度 終 了 の 日 の 翌 日	日 次	・	・	円	円	円	円		
	・	・						円	
	・	・							
	・	・							
	・	・							
積 立 事 業 年 度 終 了 し な い も の 日 の 翌 日	・	・							
	・	・							
	・	・							
	・	・							
	・	・							
当 期 分									
計				円		円		円	

別表十二(一) 平成二十三年・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十二（一）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金（資源開発事業法人（第1号該当法人で第3号該当法人を除く））	「第68条の43第1項第1号」又は「第8項」	10187	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金（資源開発投資法人（第2号該当法人で第4号該当法人を除く））	「第68条の43第1項第2号」又は「第8項」	10188	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱事業法人（第3号該当法人））	「第68条の43第1項第3号」又は「第8項」	10189	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱投資法人（第4号該当法人））	「第68条の43第1項第4号」又は「第8項」	10190	

※「第68条の43第8項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します

別表十二(二)

10欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度		・ ・ ・ ・	法人名	()
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額		6	円
	当期 益金 算入 額	鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	7	
		同上以外の場合による 益金算入額	8	
		計 (7) + (8)	9	
	当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (5)		10	
貸 借 対 照 表 の	期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (6) - (9) + (10)		11	
	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金		12	
	差 引 (12) - (11)		13	
「第6項」※ の金額(円単		損表の取崩不足額 - ((12) - 前期の(12))	14	
		じた差額の合計額 (5) + (14)	15	
		における差額 前期の(13)		16

別表十二(二) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

10欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の44第1項」又は「第6項」※

②区分番号に、「10191」

③適用額欄に、当該別表十二(二)10欄の金額(円単位)

を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の44第6項」、それ以外は「第68条の44第1項」

法 0301-1202

① 岩石採取場、廃棄物最終処分場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	(
	・	・		)

別表十二(三)
平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場の所在地			1		翌期	期首特定災害防止準備金の金額		20		円	
採取、最終処分又は採掘の期間			2	平 平							
当期積立額			3		当期繰越額	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用を支出した場合の益金算入額		21			
積立限度額の計算	採石炭採掘災害防止費用、最終の処分積災額の防うち当期又はに係る天額	採石災害防止費用、最終処分災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の見積額	4			繰越額	同上以外の場合による益金算入額		22		
		$(4) \times \frac{\text{採取、最終処分又は採掘の期間の月数}}{\text{当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量}}$	5				計 (21) + (22)		23		
		当期の採取数量、最終処分数量又は採掘数量	6				当期積立額のうち損金算入額 (3) - (13)		24		
	の計	信託財産の当期増加額	採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量	7		の計	差引特定災害防止準備金の金額 (20) - (23) + (24)		25		
$(4) \times \frac{(6)}{(7)}$			8		累積限度超過額 (18)		26				
算	積立	当期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	9		金額との差額の明細	防止準備金の金額 - (26)		27			
		前期末の岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	10			計上されている防止準備金		28			
累積限度超過額の計算	累積限度超過額の計算	差引特定災害防止費用、最終の処分積災額の防うち当期又はに係る天額	11		金額との差額の明細	引 - (27)		29			
		岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭採掘場に係る信託財産の額	16			貸借対照表の取崩不足額 (23) - ((3) - (28) - 前期の(28))		30			
		累積限度額 (15) と (16) のうち少ない金額	17			当期に生じた差額の合計額 (19) + (30)		31			
	累積限度超過額 (14) - (17)		18		前期以前分	前期末における差額 (前期の(29))		32			
限度超過額合計 (13) + (18)		19									

24欄
特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の45第1項」又は「第8項」※
②区分番号に、「10192」
③適用額欄に、当該別表十二(三)24欄の金額(円単位)
を記載してください
※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の45第8項」、それ以外は「第68条の45第1項」

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
特定廃棄物最終処分場の所在地	1	期首特定災害防止準備金の金額	6
特定廃棄物最終処分場の名称	2	当期益金算入額	7
当期準備金積立額	3	同上以外の場合による 益金算入額	8
積立限度額	4	計 (7) + (8)	9
(当期中に独立行政法人環境再 生保全機構に積み立て 管理積立金の金額		当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (5)	10
積立限度超過 (3) - (4)		期末特定災害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)	11
		貸借対照表に計上されている 特定災害防止準備金	12
		差引 (12) - (11)	13
		不足額 (2))	14
		計額	15
		差額	16

10欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の46第1項」又は「第6項」※

②区分番号に、「00193」

③適用額欄に、当該別表十二(四) 10欄の金額(円単位)

を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の46第6項」、それ以外は「第68条の46第1項」

① 新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	別表十二(六) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分		
大規模改修を実施する 新幹線鉄道の名称	1		期首新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額	13	円	
引当金積立計画の承認年月日	2	平 ・ ・	翌 当 期 期 益 金 算 入 額 の 計 算	最後の適用事業年度 の翌期首新幹線鉄道 大規模改修準備金の 金額 10年間均等 益金算入額等 (14) × $\frac{\text{120月又は承認積立計画に係る工事予定期間の月数}}{120}$	14	
承認積立計画に記載された 引当金の積立期間	3	平 ・ ・ 平 ・ ・	同上以外の場合による 益金算入額	15		
同上の積立期間の月数	4	月	計 (15) + (16)	16		
当期積立額	5	円	当期積立額のうち損金算入額 (5) - (8)	17		
積立限度額 の計算	6		差引新幹線鉄道大規模 改修準備金の金額 (13) - (17) + (18)	18		
積立限度額 の計算	7		累計限度超過額 (11)	19		
積立限度額 (5) - (7)			期末新幹線鉄道 大規模改修準備金の金額	20		
差引新幹 大規模改修準備金 (19)			準備金	21		
累計限度 超過額 (6)			不足額 (22))	22		
累計限度 (9) - (10)			合計額	23		
限度超過額合計 (8) + (11)	12		明細 前 期 分 以 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(23))	24		

18欄

新幹線鉄道大規模改修準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の48第1項」又は「第9項」※

②区分番号に、「10194」

③適用額欄に、当該別表十二(六)18欄の金額(円単位)
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の48第9項」、それ以外は「第68条の48第1項」

別表十二(七)
13欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度		法人名 ()		
当期準備金積立額		1	円	翌 期 繰 越 金 算 入 額 の 計 算	期首使用済燃料再処理準備金の金額		9	円
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2			当期	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10	
	積立限度額	3			益金	同上以外の場合による益金算入額	11	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕				計 (10) + (11)	12		
積立限度超過額 (2) - (3)		4			当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)		13	
平成17年改正法附則の規定によるみなし使用済燃料の計算	当期準備金積立額	5			算	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14	
	積立限度額	6			貸借対照表	貸借対照表に計上されている使用済燃料再処理準備金	15	
	〔当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額〕		16					
	積立限度 (5) -							
当期積立限度 (4) + (7)					明細	前期 (前期の(16))	19	

13欄
使用済燃料再処理準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の53第1項」
②区分番号に、「10195」
③適用額欄に、当該別表十二(七)13欄の金額(円単位)
を記載してください

別表十二(七)
平成二十三年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特 定 原 子 力 発 電 施 設 の 名 称			1		翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首原子力発電施設解体準備金の金額		15		円
発 電 を 開 始 し た 日			2	昭 平		当 期 繰 越 額	解体費用を支出した場合の 益 金 算 入 額	16		
当 期 積 立 額			3	円			同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	17		
積 立 限 度 の 計 算	累 積 発 電 量 割 合	想 定 総 発 電 電 力 量	4				計 (16) + (17)	18		
		当 期 末 ま で の 発 電 量	5			当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (3) - (11)		19		
		$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	6							
	当 期 末 の 解 体 費 用 見 積 額		7	円		差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (18) + (19)		20		
	当 期 の 累 積 限 度 額 (7) × $\frac{90}{100}$ × (6)		8			累 積 限 度 超 過 額 (13)		21		
	前 期 の 累 積 限 (前期の(8))					期末原子力発電施設解体準備金の金額 (20) - (21)		22		
	積 立 限 度 (8) - (9)							23		
積 立 限 度 超 過 (3) - (10)								24		
累過 積額 限の 度計 超算	差引原子力発電施設解体準備金 (20)				明 細 書			25		
	累 積 限 度 超 過 (12) - (8)							26		
限 度 超 過 額 合 計 (11) + (13)			14		前 前 期 分 以 前	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(24))		27		

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の54第1項」
②区分番号に、「10196」
③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単位)を記載してください

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している
場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の54第1項」

②区分番号に、「10196」

③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単
位)
を記載してください

別表十二(八) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十二(九)

平成二十三年・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

保 險 等 の 種 類		1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円	円
	当期異常危険準備金の繰越額	3						
	異常災害損失等の補てん額	4						
	同上以外の場合による益金算入額	5						
	計 (3) + (4)	6						
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2) - (5)	7						
当期積立限度額	当期積立額	8						
	正味収入保険料等	9	()	()	()	()	()	
	積立率	10	円	円	円	円	円	
	積立限度額 (8) × (9)	11						
	差引積立限度超過額 (7) - (10)	12						円
10年洗替前の異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (12)		13						

7欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の55第1項」又は「第13項」※
- ②区分番号に、「10197」
- ③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))

を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の55第13項」、それ以外は「第68条の55第1項」

7欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の56第1項」又は「第9項」※
- ②区分番号に、「10198」
- ③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))

を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の56第9項」、それ以外は「第68条の56第1項」

益金算入額 を経過した	(12) - (24) の金額	25						
	(13) と (25) のうち 少ない金額	26						円
限度超過額合計 (11) + (26)		27						
期末異常危険準備金の金額 (6) + (7) - (27)		28						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29						
	差引 (29) - (28)	30						
	貸借対照表の取崩不足額 ((5) + (26)) - ((7) - (29) - 前期の(29))	31						
	当期に生じた差額の合計額 (11) + (31)	32						
	前期末における差額 (前期の(30))	33						

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期益金算入額						
特別修繕費を支出した場合による 益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
当期積立額	9					
積立限度額の計算						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金の金額との差額の明細						
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金の金額との差額の明細						
差引 (18) - (17)						
当期分 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18)))						
前前期分 当期に生じた差額の合計 (16) + (20)						
前前期分 前期末における差額 (前期の(19))						
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書						
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23					円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{1}{60}$	24					円

9欄

特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の58第1項」又は「第9項」※

②区分番号に、「10199」

③当該別表十二(十)9欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の58第9項」、それ以外は「第68条の58第1項」

別表十二(十一)

11欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

社会・地域貢献準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

当 期 積 立 額		1	円	翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首社会・地域貢献準備金の金額		7	円	
積 立 限 度 額		2			日本郵政株式会社法第13条第4項 ただし書の規定により基金を取り 崩した場合の益金算入額	8			
〔当期の日本郵政株式会社法第13条 第2項に規定する利益金の額のうち 社会・地域貢献基金に積み立てた金額〕						同上以外の場合による 益 金 算 入 額		9	
						計 (8) + (9)		10	
積 立 限 度 超 過 額 (1) - (2)		3			当期積立額のうち損金算入額 (1) - (3)		11		
累 積 限 度 超 過 額 の 計 算	差引社会・地域貢献準備金の金		の 計 算	差引社会・地域貢献準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12				
	累 積 限 度 超 過 (4) - 1 兆円			累 積 限 度 超 過 額 (5)	13				
					期末社会・地域貢献準備金の金額				
限 度 超 過 額 合 計 (3) + (5)		6		差 額 の 明 細	期 分	当期に生じた差額の合計額 (6) + (17)	18		
				前 期 分 以 前	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(16))	19			

11欄

社会・地域貢献準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の58の2第1項」
②区分番号に、「10200」
③当該別表十二(十一)11欄の金額(円単位)
を記載してください

別表十二(十二)

13欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

別表十二(十二)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

認定計画等の種類	1		翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	9	円
交付金等の該当号	2	第 号	当期益金算入額	5年を経過した場合の益金算入額 (22)の計	10	
				同上以外の場合による益金算入額 (23)の計)+(24)の計	11	
				計 (10)+(11)	12	
				当期積立額のうち損金算入額 (4)-(8)	13	
				期末農業経営基盤強化準備金の金額 (9)-(12)+(13)	14	
			貸借対照表の金額と	貸借対照表に計上されている 農業経営基盤強化準備金の金額	15	
			差額の明細	差 引 (15)-(14)	16	
			当期	貸借対照表の取崩不足額 (12)-((4)-(15)-前期の(15))	17	
			前分	当期に生じた差額の合計額 (8)+(17)	18	
			前期末	前期末における差額 (前期の(16))	19	

13欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の64第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の64第1項」
②区分番号に、「10347」又は「10210」
③当該別表十二(十二)13欄の金額(円単位)
を記載してください

益 金 算 入 額 の 計 算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額	翌期繰越額
	20	21	5年を経過した場合 22	(21)-(22) -(23)-(24) 25
：	円	円	円	円

29欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の65第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の65第1項」
②区分番号に、「10348」又は「10211」
③当該別表十二(十二)29欄の金額(同欄の金額が36欄の金額を超える場合には、36欄の金額(円単位))
を記載してください

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	取得した農用地等の種類	26				計
	取得年月日	27	平	・	・	円
	取得した農用地等の取得価額	28		円	円	円
農用地等の帳簿価額を減額し、又は立金として積み立てた金額		29				
圧縮限度額の計算	準備金等貸入金基準額の金額の益金算入額(22)の計	30				
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額(23)の計	31				
	(3)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	32				
	計 (30)+(31)+(32)	33				
	所得基準額	34				
	取得価額基準額 (28)-1円	35	①	円	② 円	③ 円
	圧縮限度額 (33)、(34)と(35)のうち少ない金額	36				①+②+③
	個別資産の圧縮限度額	37		円	円	円
	圧縮限度超過額 (29)-(37)	38	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥ 円

別表十三(四)

21欄、25欄及び34欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
21欄					
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例(代替資産について帳簿価額の減額等をした場合)を適用している場合には、適用額明細書の		代替資産について帳簿価額の減額等をした場合			
①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の70第1項」、「第7項」※、 「平成23年旧措置法第68条の70第1項」又は「第7項」※		取得した代替資産の種類 20			
②区分番号に、「10349」又は「10212」		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額 21			
③当該別表十三(四)21欄の金額(同欄の金額が23欄の金額を超える場合には、23欄の金額(円単位))を記載してください		代替資産の取得のため(17)又は(17)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額 22			
		圧縮限度額 23			
		圧縮限度超過額 24			
		(21) - (23)			
※企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受けられる場合は「第68条の70第7項」、それ以外は「第68条の70第1項」		特別勘定に経理した金額 25			
		繰入限度額の計算 26			
		繰入限度額 27			
		繰入限度超過額 28			
		(25) - (27)			
		翌期繰越額の計算 29			
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額 30			
		当期中に益金の額に算入すべき金額 31			
		期末特別勘定残額 32			
		(29) - (30) - (31)			
		交換取得資産の種類 33			
		交換取得資産の帳簿価額を減額した金額 34			
		交換取得資産の価額 35			
		交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 36			
		交換取得資産につき支払った交換差金の額 37			
		交換取得資産に係る譲渡経費の額 38			
		(4)又は(14)			
		計 39			
		(36) + (37) + (38)			
		圧縮限度額 40			
		(35) - (39)			
		圧縮限度超過額 41			
		(34) - (40)			
25欄					
収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合には、適用額明細書の		特別勘定を設けた場合			
①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の71第1項」、「第3項」※ 「平成23年旧措置法第68条の71第1項」又は「第3項」※		当初の特別勘定の金額 29			
②区分番号に、「10350」又は「10213」		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額 30			
③当該別表十三(四)25欄の金額(同欄の金額が27欄の金額を超える場合には、27欄の金額(円単位))を記載してください		当期中に益金の額に算入すべき金額 31			
		期末特別勘定残額 32			
		(29) - (30) - (31)			
※企業組織再編成に伴い、課税の特例を適用を受けられる場合は「第68条の71第3項」、それ以外は「第68条の71第1項」		交換取得資産の種類 33			
		交換取得資産の帳簿価額を減額した金額 34			
		交換取得資産の価額 35			
		交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 36			
		交換取得資産につき支払った交換差金の額 37			
		交換取得資産に係る譲渡経費の額 38			
		(4)又は(14)			
		計 39			
		(36) + (37) + (38)			
		圧縮限度額 40			
		(35) - (39)			
		圧縮限度超過額 41			
		(34) - (40)			
34欄					
換地処分等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の		圧縮限度額 40			
①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の72第1項」又は「第5項」※		圧縮限度超過額 41			
②区分番号に、「10214」		(34) - (40)			
③当該別表十三(四)34欄の金額(同欄の金額が40欄の金額を超える場合には、40欄の金額(円単位))を記載してください					
※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受けられる場合は「第68条の72第5項」、それ以外は「第68条の72第1項」					

別表十三(四) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮
額等の損金算入に関する明細書

(号該当)

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1					譲渡の日を含む事業年度又は年度
	同上の資産の取得年月日	2	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	平 . . 平 . .
	譲渡した資産の所在地	3					計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
	対価の額	6	円	円	円	円	円
	譲渡直前の帳簿価額	7					
	譲渡に要した経費の額	8					
	計 (7) + (8)	9					
	差益割合	10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11					
	取得した買換資産の所在地	12					
	取得年月日	13	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	昭平 . .	
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円	円
	ある場合の取得価額	15	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	取得した土地等の面積	16					
	取得価額	17	円	円	円	円	円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	18					
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	19					
	圧縮基礎取得価額(14)又は(17)と(19)のうち少ない金額	20					
	買にあ取得する取得価額	21					
	前期末の取得価額	22					
	前期末の帳簿価額	23					
	圧縮基礎取得価額(20)×(22)÷(21)	24					
	圧縮限度額(20)又は(23)×(10)×0.8	25					
	圧縮限度超過額(18)－(24)	26					
	対価の額の合計額	27	円				円
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額	28					
	同上のうち又は連結事業年度の特別勘定	29					
	翌期繰越額の計算	30					
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	31					
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額(29)－(30)－(31)	32					
	特別勘定に経理した金額	33					円
	特別勘定の対象となる金額(29)	34					
特別勘定の計算	繰入限度額(34)×(10)×0.8	35					
	繰入限度超過額(33)－(35)	36					
	当初の特別勘定の金額(33)－(36)	37					
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	38					
	当期中に益金の額に算入すべき金額	39					
	期末特別勘定残額(37)－(38)－(39)	40					

別表十三(五) 平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

○ 別表十三（五）「18」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10220	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10352	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10221	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10353	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10222	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10223	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10354	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10224	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10355	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10225	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10356	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10226	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10233	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80号」	10227	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10234	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10228	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第78条の80」	10229	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「第68条の80」	10357	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10230	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第12号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10231	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第13号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10232	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第14号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10233	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第15号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10234	「18」の欄の金額の合計（同欄の金額の合計が「24」欄の金額の合計を超える場合には、「24」の欄の金額の合計）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第16号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10235	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第17号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10236	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第18号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10237	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第19号該当)	「平成23年旧措置法第68条の78第1項」若しくは「第9項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10238	

※「第68条の78第9項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第65条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します

○ 別表十三（五）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10239	「33」の欄の金額（同欄の金額の合計が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第1号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10358	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10240	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第2号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10359	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10241	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第3号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10244	「33」の欄の金額（同欄の金額の合計が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10242	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第4号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10360	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10243	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第5号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10361	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10244	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第6号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10362	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10245	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第7号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10246	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第8号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10253	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10247	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第9号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10255	「33」の欄の金額（同欄の金額の合計が「35」の欄の金額を超える場合には、「35」の欄の金額）
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10248	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第10号該当)	「第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「第68条の80」	10363	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第11号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10249	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第12号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10250	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第13号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10251	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第14号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10252	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第15号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10253	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第16号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10254	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第17号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10255	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第18号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10256	
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第19号該当)	「平成23年旧措置法第68条の79第1項」若しくは「第3項」又は「平成23年旧措置法第68条の80」	10257	

※「第68条の79第2項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合に該当します

※「第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合に該当します

別表十三(六)

13欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(六)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交換分合計画が公告された日

1

昭平

・

・

取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合

資産の帳簿価額を減額した金額

13

円

譲渡直前の帳簿価額
(8)

14

取得資産の価額
(11)

15

圧縮限度額

取得資産とともに取得した清算金の額

16

の計算

取得資産の価額に対応する帳簿価額
 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$

17

圧縮限度額
(15) - (17)

18

圧縮限度超過額

(13) - (18)

19

譲渡資産の譲渡とともに清算金を出して取得資産を取得した場合

資産の帳簿価額を減額した金額

20

取得資産の価額
(11)

21

圧縮限度額

譲渡直前の帳簿価額
(8)

22

譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額

譲渡資産の譲渡とともに支出した清算金の額

23

計
(22) + (23)

24

圧縮限度額
(21) - (24)

25

圧縮限度超過額

(20) - (25)

26

13欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の81第1項」又は「第4項」※

②区分番号に、「10258」

③当該別表十三(六)13欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の81第4項」、それ以外は「第68条の81第1項」

20欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合等の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の81第1項」又は「第4項」※

②区分番号に、「10258」

③当該別表十三(六)20欄の金額(同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の81第4項」、それ以外は「第68条の81第1項」

資産の明細

取得資産の価額

11

平方メートル

取得した土地等の面積

12

別表十三(七)

15欄、23欄及び32欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等に伴い取得した宅地の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
法人名
()

別表十三(七)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

23欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の82第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10259」
③当該別表十三(七)23欄の金額(同欄の金額が29欄の金額を超える場合には、29欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の82第4項」、それ以外は「第68条の82第1項」

32欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の83第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10260」
③当該別表十三(七)32欄の金額(同欄の金額が39欄の金額を超える場合には、39欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の83第4項」、それ以外は「第68条の83第1項」

交換又は譲渡に 係る対価の額が譲り受けた宅地との取得価額を超える場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	15	
	譲渡直前の帳簿価額(10)	16	
	取得資産等の価額(14)	17	
	取得資産等とともに取得した交換差金の額	18	
	譲渡資産の対価の額(7)	19	
	取得資産等の価額に対応する帳簿価額(16) × $\left(\frac{(17)}{(17)+(18)}\right)$ 又は $\left(\frac{(17)}{(19)}\right)$	20	
	圧縮限度額(17) - (20)	21	
	圧縮限度超過額(15) - (21)	22	

交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23			円
取得資産等の価額(14)	24			
譲渡直前の帳簿価額(10)	25			
譲渡資産等とともに交換差金の額	26			
譲渡資産の対価の額(7)	27			
(25) + (26) 又は (24) - (27))	28			
圧縮限度額(24) - (28)	29			
圧縮限度超過額(23) - (29)	30			
取得認定期間	31	平	:	:
特別勘定に経理した金額	32			円
譲り受ける宅地の価額の見積額	33			
譲渡直前の帳簿価額(10)	34			
譲渡資産の対価の額(7)	35			
譲渡に係る対価の額と譲り受ける宅地の価額の見積額が等しいとき(34)	36			
譲渡に係る対価の額が譲り受ける宅地の価額の見積額を超えるとき(34) × $\left(\frac{(33)}{(35)}\right)$	37			
譲り受ける宅地の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(34) + ((33) - (35))	38			
繰入限度額(33) - ((36)、(37) 又は (38))	39			
繰入限度超過額	40			

15欄

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の82第1項」又は「第4項」※
②区分番号に、「10259」
③当該別表十三(七)15欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の82第4項」、それ以外は「第68条の82第1項」

別表十三(八)

18欄、26欄及び35欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名	事業年度又は連結事業年度	
26欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の84第1項」、「第4項」※、 「平成23年旧措置法第68条の84第1項」又は「第4項」※ ② 区分番号に、「10364」又は「10261」 ③ 当該別表十三(八)26欄の金額(同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の84第4項」、それ以外は「第68条の84第1項」	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	26	円	
35欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の85第1項」、「第4項」※、 「平成23年旧措置法第68条の85第1項」又は「第4項」※ ② 区分番号に、「10365」又は「10262」 ③ 当該別表十三(八)35欄の金額(同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85第4項」、それ以外は「第68条の85第1項」	取得資産等の価額(17)	27		
		譲渡直前の帳簿価額(14)	28		
		譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額	29		
		譲渡資産等の対価の額(11)	30		
		(28 + 29) 又は (27 + 29 - 30)	31		
圧縮限度額 (27 - 31) × 0.8	32				
	圧縮限度超過額 (26 - 32)	33			
	取得期間	34	平 : 平		
	特別勘定に経理した金額	35	円		
18欄	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の ① 租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の84第1項」、「第4項」※、 「平成23年旧措置法第68条の84第1項」又は「第4項」※ ② 区分番号に、「10364」又は「10262」 ③ 当該別表十三(八)18欄の金額(同欄の金額が24欄の金額を超える場合には、24欄の金額(円単位))を記載してください ※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の84第4項」、それ以外は「第68条の84第1項」	譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36		
		譲渡直前の帳簿価額(14)	37		
		譲渡資産の対価の額(11)	38		
		譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)	39		
		譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき (37) × (36 / (37 - 38))	40		
	譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき (37) + ((36 - 38) × 0.8)	41			
	繰入限度額 (36 - (39, 40 又は 41)) × 0.8	42			
	繰入限度超過額	43			

別表十三(八) 平成二十三年・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三(九)

13欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	法人名	()
交換の年月日	1	平 . .
交換取得資産の種類	2	譲渡した資産の種類
交換取得資産の価額	6	帳簿価額
交換取得資産の価額	7	譲渡に要した経費の額
交換取得資産の価額	8	計
交換取得資産の価額	13	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額
交換取得資産の価額	14	譲渡直前の帳簿価額
交換取得資産の価額	15	交換取得資産の価額
交換取得資産の価額	16	交換取得資産とともに取得した交換差金の額
交換取得資産の価額	17	交換取得資産の価額に 対応する帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$
交換取得資産の価額	18	圧縮限度額 $(15) - (17)$
交換取得資産の価額	19	圧縮限度超過額 $(13) - (18)$
交換取得資産の価額	20	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額
交換取得資産の価額	21	交換取得資産の価額
交換取得資産の価額	22	譲渡直前の帳簿価額
交換取得資産の価額	23	交換とともに支出した交換差金の額
交換取得資産の価額	24	計 $(22) + (23)$
交換取得資産の価額	25	圧縮限度額 $(21) - (24)$
交換取得資産の価額	26	圧縮限度超過額 $(20) - (25)$

別表十三(九) 平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

13欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の85の2第1項」、「第4項」※
「平成23年旧措置法第68条の85の3第1項」
又は「第4項」

- ②区分番号に、「10263」

- ③当該別表十三(九)13欄の金額(同欄の金額が18欄の金額を超える場合には、18欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の2第4項」、それ以外は「第68条の85の2第1項」

20欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の85の2第1項」、「第4項」※
「平成23年旧措置法第68条の85の3第1項」
又は「第4項」

- ②区分番号に、「10263」

- ③当該別表十三(九)20欄の金額(同欄の金額が25欄の金額を超える場合には、25欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の2第4項」、それ以外は「第68条の85の2第1項」

平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十)

平成二十三年・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

先 行 取 得 土 地 等 の 明 細

		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等		
先行取得土地等の取得年月日	1	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .	平 . . 平 . .
届出書の提出年月日	3	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取得価額 (6) - (7)							

17欄

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第68条の85の3第1項」、「第7項」※

「平成23年旧措置法68条の85の3第1項」

又は「第7項」

②区分番号に、「10264」

③当該別表十三(十)17欄の金額(同欄の金額が21欄の金額を超える場合には、21欄の金額(円単位))

を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の85の3第7項」、それ以外は「第68条の85の3第1項」

譲渡土地等の譲渡年月日		計
譲渡土地等の所在地		
譲渡利益金の計算	対価の償還 譲渡直前の帳簿価額 譲渡に要した経費の償還 計 (12) + (13) 譲渡利益金 (11) - (14)	円

圧 縮 限 度 額 の 計 算

		①	②	③	④	⑤
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17					
圧縮限度額の計算						
(15)の計) × (80%又は60%)	18					
(18)のうち適用済みの金額	19		②)の①	②)の①+②	②)の①+②+③	②)の①+②+③+④
(18) - (19)	20					
個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額	21					
圧縮限度超過額 (17) - ②)	22					

① 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()	
円		試験研究用資産の 帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用 資産の取得等に充てた金額	2	圧縮 限度 額の 計算	(3)のうち固定資産の 取得等に充てた金額	6
差引 賦 課 金 の 額 (1) - (2)	3	圧 縮 限 度 額 (6)又は((6) - 1円)	7	
取得した試験研究用 の 種 類	4	圧 縮 限 度 超 過 額 (5) - (7)	8	

別表十三(十一)
平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

5欄

技術研究組合の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の94第1項」
又は
「平成23年旧措置法第68条の94第1項」
②区分番号に、「10366」又は「10265」
③当該別表十三(十一)5欄の金額(同欄の金額が7
欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))
を記載してください

別表十三(十二)

8欄、13欄及び17欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表十三(十二)

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

8欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の102第1項」
②区分番号に、「10271」
③当該別表十三(十二)8欄の金額(同欄の金額が7欄の金額を超える場合には、7欄の金額(円単位))
を記載してください

助成金等の名称	1	告示年月日	4	平・
		告示番号	5	第号
		交付を受けた助成金等の額	6	円
固定資産等の圧縮額等の計算				
帳簿価額の減額等をした場合		特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18
損金不算入額	9		(12) - (14)	
			繰入限度超過額	19
			(17) - (18)	
			翌期の繰越額の計算	20
			(17) - (19)	
業助成金	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		
	固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		
	圧縮限度額の計算	15		
	(14)又は((14) - 1円)			
	圧縮限度超過額	16		
	(13) - (15)			

13欄

転廃業助成金等に係る課税の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の102第2項」又は「第3項」※
②区分番号に、「10272」
③当該別表十三(十二)13欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))
を記載してください

※企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第68条の102第3項」、それ以外は「第68条の102第2項」

26欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

26欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ① 租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の96第1項」
- ② 区分番号に、「10267」
- ③ 当該別表十四の二26欄の金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額(円単位)
を記載してください

32欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P52~P56参照

P56参照

○ 別表十六（一）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号	10012	「32」の欄の金額
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	第68条の10第1項第2号	10016	
	第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	第68条の10第1項第3号	10020	
	第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	第68条の10第1項第4号	10024	
	第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10の2第1項第1号イ	10277	
	第68条の10の2第1項第1号ロ	10280	
	第68条の10の2第1項第2号イ	10283	
	第68条の10の2第1項第2号ロ	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項(第42条の6第1項第1号)	10030	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項(第42条の6第1項第4号)	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第1号	10044	
	第68条の12第1項第2号	10047	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第3号	10050	「32」の欄の金額
	第68条の12第1項第4号	10053	
	第68条の12第1項第5号	10056	
	第68条の12第1項第6号	10059	
	第68条の12第1項第7号	10062	
	第68条の12第1項第8号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号	10086	
	第68条の16第1項の表の第1号	10297	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号	10089	
	第68条の16第1項の表の第2号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第1項	10092	
	第68条の17第1項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第1項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第1項	10101	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第2項	10104	「32」の欄の金額
	第68条の21第3項	10107	
共同利用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第1項	10110	
	第68条の24第1項	10306	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の26第1項	10113	
	第68条の25第1項	10309	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第1項	10312	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号イ）	10116	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ）	10315	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ハ）	10122	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ニ）	10125	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第2号）	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第3号）	10131	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第4号）	10134	「32」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号	10137	
	第68条の29第1項第1号	10324	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号	10140	
	第68条の29第1項第2号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第2項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第3項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第68条の30第1項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第1項	10155	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第1号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第2号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第3号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第4号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第1項	10173	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	「32」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の35第1項	10179	
	第68条の35第1項	10339	
倉庫用建物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の36第1項	10182	
	第68条の36第1項	10342	

○ 別表十六（一）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	10186	「33」の欄の金額

36欄及び37欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度
又は連結
事業年度



法人名

()

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 細 目	種 類	1							
	構 造	2							
	取 得 年 月 日	3							
区 分	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	耐 用 年 数	5		年	年	年	年	年	年
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外
	圧縮記帳による積立金計上額	7							
	差引取得価額(7)－(8)	8							
償 却 額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9							
	期末現在の積立金の額	10							
	積立金の期中取崩額	11							
計 算 の 基 礎 と な る 額	差引帳簿記載金額(10)－(11)－(12)	12	外△		外△		外△		外△
	損金に計上した当期償却額	13							
	前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外		外
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	合 計(13)＋(14)＋(15)	15							
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	16							
	償却額計算の基礎となる金額(16)－(17)	17							
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18							
	旧定率法の償却率 算出償却額 (18)×(20) 増加償却額 (21)×割増率 計 (21)＋(22)又は(18)－(19)	19							
		20							
21		円		円		円		円	
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	算出償却額 (19)－(1)× $\frac{5}{60}$	22	()	()	()	()	()	()	
	23								
	24								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	定率法の償却率 調整前償却額 (18)×(25)	25							
	26	円						円	
	27								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	償却保証率 償却保証額 (9)×(27)	28	円		円		円		
	29								
	30								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	改定取得価額 改定償却率 改定償却額 (29)×(30) 増加償却額 (29又は31)×割増率 計 (29又は31)＋(32)	31	円		円		円		
	32	()	()	()	()	()	()	()	
	33								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	当期分の普通償却限度額等 23、24又は33	34							
	35	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	
	36	外	円	外	円	外	円	外	
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37							
	合 計(34)＋(36)＋(37)	38							
	39								
差 引	償却不足額 (38)－(39)	40							
	償却超過額 (39)－(38)	41							
	42	外		外		外		外	
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	当期から繰り越した特別償却不足額によるもの 積立金取崩しの金額 差引合計翌期への繰越額 (41)＋(42)－(43)－(44)	43							
	44								
	45								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)－(43)と(36)＋(37)のうち少ない金額	46							
	47								
	48								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 差引翌期への繰越額 (46)－(47)	49							
	50								
	51								
備考									

○ 別表十六（二）「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号	10012	「36」の欄の金額
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	第68条の10第1項第2号	10016	
	第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	第68条の10第1項第3号	10020	
	第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	第68条の10第1項第4号	10024	
	第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10の2第1項第1号イ	10277	
	第68条の10の2第1項第1号ロ	10280	
	第68条の10の2第1項第2号イ	10283	
	第68条の10の2第1項第2号ロ	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号）	10030	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号）	10033	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号）	10036	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第1号	10044	
	第68条の12第1項第2号	10047	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第3号	10050	「36」の欄の金額
	第68条の12第1項第4号	10053	
	第68条の12第1項第5号	10056	
	第68条の12第1項第6号	10059	
	第68条の12第1項第7号	10062	
	第68条の12第1項第8号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号	10086	
	第68条の16第1項の表の第1号	10297	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号	10089	
	第68条の16第1項の表の第2号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第1項	10092	
	第68条の17第1項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第1項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第1項	10101	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第2項	10104	「36」の欄の金額
	第68条の21第3項	10107	
共同利用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第1項	10110	
	第68条の24第1項	10306	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の26第1項	10113	
	第68条の25第1項	10309	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第1項	10312	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号イ）	10116	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ）	10315	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ハ）	10122	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ニ）	10125	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第2号）	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第3号）	10131	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第4号）	10134	「36」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号	10137	
	第68条の29第1項第1号	10324	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号	10140	
	第68条の29第1項第2号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第2項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第3項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第68条の30第1項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第1項	10155	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第1号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第2号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第3号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第4号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第1項	10173	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	「36」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の35第1項	10179	
	第68条の35第1項	10339	
倉庫用建物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の36第1項	10182	
	第68条の36第1項	10342	

○ 別表十六（二）「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	10186	「37」の欄の金額

別表十六(三)

32欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(三)

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種別	1								
構造	2								
細目	3								
取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5								
取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円	外	円
圧縮記帳による積立金計上額	7								
差引取得価額 (6)-(7)	8								
償却額計算の対象となる 期末現在の帳簿記載金額	9								
期末現在の積立金の額	10								
積立金の期中取崩額	11								
差引帳簿記載金額 (9)-(10)-(11)	12	外△		外△		外△		外△	
損金に計上した当期償却額	13								
前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外		外	
合 計 (12)+(13)+(14)	15								
鉱山の寿命数	16		年		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17								
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19								
当期産出鉱量	20								
平成19年3月31日以前取得分	21		円		円		円		円
残存価額	22								
差引取得価額×5% (8)× $\frac{100}{5}$	23								
旧生産高比例法の償却額 計算の基礎となる金額 (8)-(23)	24								
鉱量1トン当たり償却金額 (23)又は(19)のうち少ないトン数	25								
算出償却額 (20)×(24)又は(15)-(23)	26								
算出償却額 (20)-(19)× $\frac{100}{30}$	27								
生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	28								
鉱量1トン当たり償却金額 (28)又は(19)のうち少ないトン数	29								
算出償却額 (20)×(28)	30								
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	31								
租税特別措置法適用条項 特別償却限度額	32	外	円	外	円	外	円	外	円
前期から繰り越した特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	33								
合 計 (30)+(32)+(33)	34								
当期償却額	35								
償却不足額 (34)-(35)	36								
償却超過額 (35)-(34)	37								
前期からの繰越額	38	外		外		外		外	
当期償却不足によるもの	39								
積立金取崩しによるもの	40								
差引合計翌期への繰越額 (37)+(39)-(39)-(40)	41								
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (36)-(39)と(32)+(33)のうち少ない金額	42								
当期において切り捨て特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	43								
差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44								
翌期繰越額の 平・平・平・平	45								
当期分不足額	46								
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (36)-(39)と(32)のうち少ない金額	47								
備考									

P64～P68参照

P68参照

○ 別表十六（三）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号	10012	「32」の欄の金額
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	第68条の10第1項第2号	10016	
	第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	第68条の10第1項第3号	10020	
	第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	第68条の10第1項第4号	10024	
	第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10の2第1項第1号イ	10277	
	第68条の10の2第1項第1号ロ	10280	
	第68条の10の2第1項第2号イ	10283	
	第68条の10の2第1項第2号ロ	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号）	10030	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号）	10033	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号）	10036	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第1号	10044	
	第68条の12第1項第2号	10047	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第3号	10050	「32」の欄の金額
	第68条の12第1項第4号	10053	
	第68条の12第1項第5号	10056	
	第68条の12第1項第6号	10059	
	第68条の12第1項第7号	10062	
	第68条の12第1項第8号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号	10086	
	第68条の16第1項の表の第1号	10297	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号	10089	
	第68条の16第1項の表の第2号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第1項	10092	
	第68条の17第1項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第1項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第1項	10101	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第2項	10104	「32」の欄の金額
	第68条の21第3項	10107	
共同利用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第1項	10110	
	第68条の24第1項	10306	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の26第1項	10113	
	第68条の25第1項	10309	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第1項	10312	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号イ）	10116	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ）	10315	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ハ）	10122	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ニ）	10125	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第2号）	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第3号）	10131	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第4号）	10134	「32」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号	10137	
	第68条の29第1項第1号	10324	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号	10140	
	第68条の29第1項第2号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第2項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第3項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第68条の30第1項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第1項	10155	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第1号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第2号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第3号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第4号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第1項	10173	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	「32」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の35第1項	10179	
	第68条の35第1項	10339	
倉庫用建物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の36第1項	10182	
	第68条の36第1項	10342	

○ 別表十六（三）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	10186	「33」の欄の金額

別表十六(四)

28欄及び29欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十六(四)

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	契約年月日	4	・	・	・	・	・	・	
	賃貸の用又は事業の用に供した年月	5							
償却額計算の基礎となる金額	旧国外リース期間定額法	取得価額又は製作価額	6	外	円	外	円	外	円
	圧縮記帳による積立金計上額	7							
	差引取得価額 (6)-(7)	8							
	見積残存価額	9							
	償却額計算の基礎となる金額 (8)-(9)	10							
	旧リース期間定額法を採用した事業年度	11	平	平	平	平	平	平	
	取得価額又は製作価額	12	外	円	外	円	外	円	
	上記(12)のうち(11)の事業年度前に損金の額に算入された金額	13							
	差引取得価額 (12)-(13)	14							
	残価保証額	15							
リース期間定額法	取得価額	17	外					外	
	残価保証額	18							
	償却額計算の基礎となる金額 (17)-(18)	19							
帳簿記載金額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	20							
	期末現在の積立金の額	21							
	積立金の期中取崩額	22							
	差引帳簿記載金額 (20)-(21)-(22)	23	外△		外△		外△		
当期分の償却限度額	リース期間又は改定リース期間の月数	24	()	月	()	月	()	月	
	当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	25							
	当期分の普通償却限度額 (10)、(16)又は(19)× $\frac{24}{25}$	26		円		円		円	
	特別増額償却特別租税特別措置法適用条項 (10)、(16)又は(19)× $\frac{24}{25}$	27	()	条	()	条	()	条	
	特別償却限度額	28	外	円	外	円	外	円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29							
	合計 (26)+(28)+(29)	30							
	当期償却額	31							
差引	償却不足額 (30)-(31)	32							
	償却超過額 (31)-(30)	33							
償却超過額	前期からの繰越額	34	外		外		外		
	当認容損額	35							
	積立金取崩しによるもの	36							
	差引合計翌期への繰越額 (33)+(34)-(35)-(36)	37							
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (32)-(33)と(28)+(29)のうち少ない金額	38							
	当期において切り捨てた特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	39							
	差引翌期への繰越額 (38)-(39)	40							
	翌繰内繰越額の 当期分不足額	41	平	平	平	平	平	平	
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (32)-(33)と(28)のうち少ない金額	43							

P70～P74参照

P74参照

○ 別表十六（四）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号	10012	「28」の欄の金額
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	第68条の10第1項第2号	10016	
	第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	第68条の10第1項第3号	10020	
	第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	第68条の10第1項第4号	10024	
	第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10の2第1項第1号イ	10277	
	第68条の10の2第1項第1号ロ	10280	
	第68条の10の2第1項第2号イ	10283	
	第68条の10の2第1項第2号ロ	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号）	10030	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号）	10033	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号）	10036	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第1号	10044	
	第68条の12第1項第2号	10047	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第3号	10050	「28」の欄の金額
	第68条の12第1項第4号	10053	
	第68条の12第1項第5号	10056	
	第68条の12第1項第6号	10059	
	第68条の12第1項第7号	10062	
	第68条の12第1項第8号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号	10086	
	第68条の16第1項の表の第1号	10297	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号	10089	
	第68条の16第1項の表の第2号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第1項	10092	
	第68条の17第1項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第1項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第1項	10101	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第2項	10104	「28」の欄の金額
	第68条の21第3項	10107	
共同利用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第1項	10110	
	第68条の24第1項	10306	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の26第1項	10113	
	第68条の25第1項	10309	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第1項	10312	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号イ）	10116	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ）	10315	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ハ）	10122	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ニ）	10125	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第2号）	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第3号）	10131	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第4号）	10134	「28」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号	10137	
	第68条の29第1項第1号	10324	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号	10140	
	第68条の29第1項第2号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第2項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第3項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第68条の30第1項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第1項	10155	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第1号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第2号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第3号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第4号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第1項	10173	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	「28」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の35第1項	10179	
	第68条の35第1項	10339	
倉庫用建物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の36第1項	10182	
	第68条の36第1項	10342	

○ 別表十六（四）「29」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	10186	「29」の欄の金額

30欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

P76~P80参照

P80参照

○ 別表十六（五）「30」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号	10012	「30」の欄の金額
	第68条の10第6項 (同条第1項第1号)	10013	
	第68条の10第1項第2号	10016	
	第68条の10第6項 (同条第1項第2号)	10017	
	第68条の10第1項第3号	10020	
	第68条の10第6項 (同条第1項第3号)	10021	
	第68条の10第1項第4号	10024	
	第68条の10第6項 (同条第1項第4号)	10025	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10の2第1項第1号イ	10277	
	第68条の10の2第1項第1号ロ	10280	
	第68条の10の2第1項第2号イ	10283	
	第68条の10の2第1項第2号ロ	10286	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号）	10030	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号）	10033	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号）	10036	
	第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号）	10039	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第1号	10044	
	第68条の12第1項第2号	10047	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第68条の12第1項第3号	10050	「30」の欄の金額
	第68条の12第1項第4号	10053	
	第68条の12第1項第5号	10056	
	第68条の12第1項第6号	10059	
	第68条の12第1項第7号	10062	
	第68条の12第1項第8号	10065	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項	10081	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号	10086	
	第68条の16第1項の表の第1号	10297	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号	10089	
	第68条の16第1項の表の第2号	10300	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第68条の17第1項	10092	
	第68条の17第1項	10303	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第68条の19第1項	10095	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	第68条の20第1項	10098	
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第1項	10101	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	第68条の21第2項	10104	「30」の欄の金額
	第68条の21第3項	10107	
共同利用設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の24第1項	10110	
	第68条の24第1項	10306	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	平成23年旧措置法第68条の26第1項	10113	
	第68条の25第1項	10309	
特定高度通信設備の特別償却	第68条の26第1項	10312	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号イ）	10116	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ）	10315	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ロ）	10119	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ハ）	10122	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ハ）	10318	
	平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法45条第1項の表の第1号ニ）	10125	
	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号ニ）	10321	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第2号）	10128	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第3号）	10131	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項（第45条第1項の表の第4号）	10134	「30」の欄の金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号	10137	
	第68条の29第1項第1号	10324	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号	10140	
	第68条の29第1項第2号	10327	
	平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号	10143	
	平成23年旧措置法第68条の29第2項	10146	
	平成23年旧措置法第68条の29第3項	10149	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第68条の30第1項	10152	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第68条の31第1項	10155	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第1号	10158	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第2号	10161	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第3号	10164	
	平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第4号	10167	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の33第1項	10173	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	「30」の欄の金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10176	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の35第1項	10179	
	第68条の35第1項	10339	
倉庫用建物等の割増償却	平成23年旧措置法第68条の36第1項	10182	
	第68条の36第1項	10342	

○ 別表十六（五）「31」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	10186	「31」の欄の金額

別表十六(七)

8欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

別表十六(七) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
8欄 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損 算入の特例を適用している場合には、適用額明細書 ①租税特別措置法の条項欄に、 「第68条の102の2第1項」 ②区分番号に、「10274」 ③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額(円・ 位) を記載してください							
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7の計)					8		円

8欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の102の2第1項」
②区分番号に、「10274」
③適用額欄に、当該別表十六(七)8欄の金額(円単位)
を記載してください

法 0301-1607

別表十六(九)

9欄及び20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・
・
・
・

法人名

()

別表十六(九)

平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却に関する規定の該当条項		1	第 第 条 号	第 第 項	第 第 条 号	第 第 項	第 第 条 号	第 第 項	計
資 産 区 分	種 類	2							
	構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3							
	細 目	4							
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
	耐 用 年 数	6		年		年		年	
当 期 積 立 額		7		円		円		円	円
当 期 積 立 限 度 額	当 期 の 特 別 償 却 限 度 額	8							
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	9							
	積 立 限 度 額 (8)+(9)	10							
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7)-(10)	11							
	割 増 償 却 の 場 合 (8)-(7)								
	初 年 度 特 別 償 却 の 場 合 (8)-((7)-(9)) ((7)-(9)≤0の場合は(8))	13							
積 立 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 積 立 不 足 額 (10)-(7)	14							
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 積 立 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額	15							
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14)-(15)	16							
	翌 期 へ の 繰 越 額 の 内 訳								
	平 平 ・ ・ ・ ・	17							
当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 (7)と(10)のうち少ない金額)	当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 (7)と(10)のうち少ない金額)	20							
	合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8)-(7)	21							
	積 立 事 業 年 度	22	平 平 ・ ・ ・ ・	平 平 ・ ・ ・ ・	平 平 ・ ・ ・ ・	平 平 ・ ・ ・ ・	平 平 ・ ・ ・ ・	平 平 ・ ・ ・ ・	
	各 積 立 事 業 年 度 の 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額	23							
	期 首 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額	24							
翌 期 繰 越 額 の 計 算	均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23)×84.60又は(耐用年数×12)	25							
	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	26							
	合 計 (25)+(26)	27							
	期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24)-(27)	28							
	期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24)-(27)	28							

P83～P89参照

P89～P95参照

○ 別表十六（九）「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第1項第1号)	10015	「9」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第1項第2号)	10019	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第1項第3号)	10023	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10第1項第4号)	10027	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10の2第1項第1号イ)	10279	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10の2第1項第1号ロ)	10282	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10の2第1項第2号イ)	10285	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の10の2第1項第2号ロ)	10288	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号）)	10032	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号）)	10035	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号）)	10038	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号）)	10041	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第1号)	10046	「9」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第2号)	10049	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第3号)	10052	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第4号)	10055	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第5号)	10058	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第6号)	10061	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第7号)	10064	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の12第1項第8号)	10067	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10083	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10293	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号)	10088	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の16第1項の表の第1号)	10299	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
船舶の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号)	10091	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の16第1項の表の第2号)	10302	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の17第1項)	10094	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の17第1項)	10305	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10097	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10100	
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の21第1項)	10103	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の21第2項)	10106	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の21第3項)	10109	
共同利用設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の24第1項)	10112	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の24第1項)	10308	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の26第1項)	10115	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の25第1項)	10311	
特定高度通信設備の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10314	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号イ))	10118	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の27第1項(第45条第1項の表の第1号イ))	10317	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の27第1項(第45条第1項の表の第1号ロ))	10121	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号ハ))	10124	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の27第1項(第45条第1項の表の第1号ハ))	10320	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号ニ))	10127	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の27第1項(第45条第1項の表の第1号ニ))	10323	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10130	「9」の欄の金額（区分ごとの合計） ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10133	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10136	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号)	10139	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (法68条の29第1項第1号)	10326	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号)	10142	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (法68条の29第1項第2号)	10329	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号)	10145	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第2項)	10148	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の29第3項)	10151	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10154	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10154	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の31第1項)	10157	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第1号)	10160	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第2号)	10163	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第3号)	10166	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第4号)	10169	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10332	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10172	
事業所内託児施設等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10175	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10335	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」	10178	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」又は「第12項」	10338	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の35第1項)	10181	「9」の欄の金額(区分ごとの合計) ※「15」の欄に記載がある場合には、「15」の欄の金額を控除した金額
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の35第1項)	10341	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (平成23年旧措置法第68条の36第1項)	10184	
	「第68条の41第2項」、「第3項」又は「第12項」 (第68条の36第1項)	10344	

○ 別表十六(九)「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第1項第1号)	10014	「20」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第1項第2号)	10018	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第1項第3号)	10022	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10第1項第4号)	10026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10の2第1項第1号イ)	10278	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の10の2第1項第1号ロ)	10281	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の10の2第1項第2号イ)	10284	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の10の2第1項第2号ロ)	10287	
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第1号）)	10031	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第2号）)	10034	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第3号）)	10037	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の11第1項（第42条の6第1項第4号）)	10040	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第1号)	10045	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第2号)	10048	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第3号)	10051	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第4号)	10054	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第5号)	10057	
	「第 68 条 の 41 第 1 項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第6号)	10060	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第7号)	10063	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の12第1項第8号)	10066	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10292	
公害防止用設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第1号)	10087	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の16第1項の表の第1号)	10298	
船舶の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の16第1項の表の第2号)	10090	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の16第1項の表の第2号)	10301	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の17第1項)	10093	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の17第1項)	10304	
地震防災対策用資産の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10099	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の21第1項)	10102	「20」の欄の金額（区分ごとの合計）
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の21第2項)	10105	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の21第3項)	10108	
共同利用設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の24第1項)	10111	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の24第1項)	10307	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の26第1項)	10114	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の25第1項)	10310	
特定高度通信設備の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10313	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項（平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号イ）)	10117	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の27第1項（第45条第1項の表の第1号イ）)	10316	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の27第1項(第45条第1項の表の第1号ロ))	10120	「20」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号ハ))	10123	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の27第1項(第45条第1項の表の第1号ハ))	10319	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の27第1項(平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号ニ))	10126	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の27第1項(第45条第1項の表の第1号ニ))	10322	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10135	
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第1号)	10138	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (法68条の29第1項第1号)	10325	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第2号)	10141	「20」の欄の金額(区分ごとの合計)
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (法68条の29第1項第2号)	10328	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の29第1項第3号)	10144	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の29第2項)	10147	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の29第3項)	10150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の31第1項)	10156	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第1号)	10159	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第2号)	10162	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第3号)	10165	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の31第2項の表の第4号)	10168	「20」の欄の金額(区分ごとの合計)
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10331	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10171	
事業所内託児施設等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10174	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10334	
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」	10177	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第11項」	10337	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の35第1項)	10180	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の35第1項)	10340	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (平成23年旧措置法第68条の36第1項)	10183	
	「第68条の41第1項」又は「第11項」 (第68条の36第1項)	10343	

